

---

平成28年 第2回(定例)南部町議会会議録(第5日)

平成28年3月23日(水曜日)

---

議事日程(第5号)

平成28年3月23日 午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第9号 平成27年度南部町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第4 議案第10号 平成27年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第11号 平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第12号 平成27年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第13号 平成27年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第14号 平成27年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第15号 平成27年度南部町病院事業会計補正予算(第4号)
- 日程第10 議案第16号 南部町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第17号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第18号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第19号 南部町税条例の一部改正について
- 日程第14 議案第20号 南部町がんばれふるさと寄付条例の一部改正について
- 日程第15 議案第21号 南部町営西伯カントリーパーク条例の一部改正について
- 日程第16 議案第22号 南部町農村地域工業等導入促進法に基づく指定地域における固定資産税の課税免除に関する条例の廃止について
- 日程第17 議案第23号 平成28年度南部町一般会計予算
- 日程第18 議案第24号 平成28年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第19 議案第25号 平成28年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第20 議案第26号 平成28年度南部町墓苑事業特別会計予算

- 日程第21 議案第27号 平成28年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第22 議案第28号 平成28年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第23 議案第29号 平成28年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第24 議案第30号 平成28年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第25 議案第31号 平成28年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第26 議案第32号 平成28年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予算
- 日程第27 議案第33号 平成28年度南部町水道事業会計予算
- 日程第28 議案第34号 平成28年度南部町病院事業会計予算
- 日程第29 議案第35号 平成28年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第30 議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第37号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第39号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第40号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第41号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第42号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第43号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第44号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第46号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第47号 鳥取県行政不服審査会の共同設置規約に関する協議について
- 日程第42 議案第48号 鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約の締結に関する協議について
- 日程第43 議案第49号 鳥取県西部町村就学指導推進協議会の名称を変更し、及び同協議会規約  
を変更する協議について
- 日程第44 議案第50号 町道路線の認定について
- 日程第45 議案第51号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の策定について
- 日程第46 請願第10号 町の機関における行政書士法の遵守徹底による窓口業務の適正化に関する  
請願書

(追加議案)

- 日程第47 発議案第1号 地方行政調査特別委員会の設置について

- 日程第48 発議案第2号 議会における地方行政調査について
- 日程第49 発議案第3号 TPP協定を国会で批准しないことを求める意見書
- 日程第50 議長発議第4号 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>
- 日程第51 議長発議第5号 閉会中の継続調査の申し出について<広報調査特別委員会>
- 日程第52 議長発議第6号 閉会中の継続調査の申し出について<議会改革調査特別委員会>

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第9号 平成27年度南部町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第4 議案第10号 平成27年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第11号 平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第12号 平成27年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第13号 平成27年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第14号 平成27年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第15号 平成27年度南部町病院事業会計補正予算(第4号)
- 日程第10 議案第16号 南部町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第17号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第18号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第19号 南部町税条例の一部改正について
- 日程第14 議案第20号 南部町がんばれふるさと寄付条例の一部改正について
- 日程第15 議案第21号 南部町営西伯カントリーパーク条例の一部改正について
- 日程第16 議案第22号 南部町農村地域工業等導入促進法に基づく指定地域における固定資産税の課税免除に関する条例の廃止について
- 日程第17 議案第23号 平成28年度南部町一般会計予算
- 日程第18 議案第24号 平成28年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第19 議案第25号 平成28年度南部町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第20 議案第26号 平成28年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第21 議案第27号 平成28年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第22 議案第28号 平成28年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第23 議案第29号 平成28年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第24 議案第30号 平成28年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第25 議案第31号 平成28年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第26 議案第32号 平成28年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予算
- 日程第27 議案第33号 平成28年度南部町水道事業会計予算
- 日程第28 議案第34号 平成28年度南部町病院事業会計予算
- 日程第29 議案第35号 平成28年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第30 議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第37号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第39号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第40号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第41号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第42号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第43号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第44号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第46号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第47号 鳥取県行政不服審査会の共同設置規約に関する協議について
- 日程第42 議案第48号 鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約の締結に関する協議について
- 日程第43 議案第49号 鳥取県西部町村就学指導推進協議会の名称を変更し、及び同協議会規約を変更する協議について
- 日程第44 議案第50号 町道路線の認定について
- 日程第45 議案第51号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の策定について
- 日程第46 請願第10号 町の機関における行政書士法の遵守徹底による窓口業務の適正化に関する請願書

(追加議案)

- 日程第47 発議案第1号 地方行政調査特別委員会の設置について  
日程第48 発議案第2号 議会における地方行政調査について  
日程第49 発議案第3号 TPP協定を国会で批准しないことを求める意見書  
日程第50 議長発議第4号 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>  
日程第51 議長発議第5号 閉会中の継続調査の申し出について<広報調査特別委員会>  
日程第52 議長発議第6号 閉会中の継続調査の申し出について<議会改革調査特別委員会>

---

出席議員（13名）

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	8番 青砥日出夫君
9番 細田元教君	11番 井田章雄君
12番 亀尾共三君	13番 真壁容子君
14番 秦伊知郎君	

---

欠席議員（1名）

10番 石上良夫君

---

欠員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 .....	唯清視君	書記 .....	岩田典弘君
		書記 .....	杉谷元宏君
		書記 .....	石谷麻衣子君
		書記 .....	小林公葉君
		書記 .....	中上和也君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....

坂本昭文君	副町長 .....	陶山清孝君
-------	-----------	-------

教育長	永江多輝夫君	病院事業管理者	吉原賢郎君
総務課長	加藤晃君	行財政改革推進室長	三輪祐子君
企画政策課長	上川元張君	防災監	種茂美君
税務課長	伊藤真君	町民生活課長	山根修子君
教育次長	板持照明君	総務・学校教育課長	清水達人君
病院事務部長	中前三紀夫君	健康福祉課長	山口俊司君
福祉事務所長	頼田光正君	建設課長	芝田卓巳君
上下水道課長	仲田磨理子君	産業課長	頼田泰史君
監査委員	須山啓己君		

---

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は 13 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。3月4日、初日の議案の上程説明におきまして、議案第 27 号、平成 28 年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算につきまして総務課長が説明をいたしました。特別会計についてはそれぞれ所管課が説明をいたしておきまして、申しわけございませんが、再度、所管課でございます税務課長のほうで説明をさせていただきますので、受けとめていただきまして御了解をいただきたいと思っております。

なお、これは徴収以外の事務は全て総務課が行っていること、また、ちょうど確定申告の時期と重なりまして、総務課長のほうで説明をさせていただいたものでございまして、御理解と御了解を賜りたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長でございます。そうしますと、議案第 27 号の説明をさせていただきます。

.....

議案第 27 号

平成 28 年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算

平成 28 年度南部町の住宅資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,750千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月 3日 提出 南部町長 坂本 昭文

平成28年3月 日 決 南部町議会議長 秦 伊知郎

.....  
そうしますと、歳出のほうから御説明いたします。6ページをごらんください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。本年度は11万円の事務経費を計上しております。

次に、2款公債費、1項公債費、1目元金でございます。本年度の償還元金は145万5,000円を計上しております。

次に、2目利子でございます。本年度の償還利子は18万4,000円を計上しております。

その下の目の廃目整理は、28年度から住宅新築資金償還金と宅地取得資金償還金を統合させていただいたことによるものでございます。

次に、歳入を御説明いたします。4ページでございます。1款県支出金、1項県補助金、1目助成事業費県補助金、本年度予算額8万円を見込んでおります。事務費の4分の3の補助でございます。

次に、3款諸収入、1項貸付金元利収入、1目住宅新築資金貸付金元利収入でございます。本年度予算額94万6,000円で、昨年度より27万4,000円の減額となっております。内訳は、住宅新築資金貸付金元利収入（現年度分）が34万6,000円、滞納繰り越し分が60万円を計上しております。

次に、2目住宅改修資金貸付金元利収入は本年度8万9,000円で、昨年度より1万1,000円の減額となっております。内訳は、住宅改修資金貸付金元利収入（滞納繰り越し分）8万9,000円でございます。

次に、3目宅地取得資金貸付金元利収入でございます。本年度は63万4,000円で、昨年度より4,000円の増額となっております。内訳は、宅地取得資金貸付金元利収入の現年度分が33万1,000円、滞納分が30万3,000円でございます。

次に、7ページをごらんください。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を御説明いたします。当該年度は145万5,000円の元金償還を見込んでおり、当該年度末現在高見込みは523万2,000円となっております。

以上で説明を終わりますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） どうもありがとうございます。この会計の内容につきましては、既に予算決算常任委員会で説明を受け、質疑も行っておりますので、省略させていただきます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

3番、米澤睦雄君、4番、板井隆君。

---

#### 日程第2 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

#### 日程第3 議案第9号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議案第9号、平成27年度南部町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第9号、平成27年度南部町一般会計補正予算（第6号）。

内容は、事業の実績確定により1億200万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億673万1,000円とするものです。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、誕生祝い金と通学定期券の補助などのように本来対象となる方に補助をすべき方にするところを、税滞納者へは行わないということに反対。

賛成の意見ですが、今年度最後の補正。実績に伴うものなので賛成する。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論ありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5 番、植田均君。

○議員（5 番 植田 均君） 議案第 9 号、平成 27 年度南部町一般会計補正予算（第 6 号）に反対の立場から討論いたします。

反対理由は、誕生祝い金、高校等通学定期券助成事業において税金の滞納がある場合、祝い金や定期券助成を行っていないことが判明し、これは大きな問題と考えます。

鳥取県児童手当差し押さえ事件が 2008 年に起こりました。この事件に関連して、国会で取り上げられました。当時の与謝野馨財務大臣は、児童手当とか児童福祉法で出すお金が具体的に子供たちの養育に使われるように、その目的が達成されることを主眼に置いた規定であって、権利の差し押さえはいけないけれども、具体的に支給された者が実際使用できなくなるような状況にすることもまた禁止されているというふうに解釈することが正しいと私は思いますと答弁しています。

この事件は、鳥取県とこの差し押さえをされた方との間で訴訟になりまして、広島高裁松江支部で平成 25 年に判決が確定し、本件児童手当相当額の部分に関しては、実質的には本件児童手当を受ける権利自体を差し押さえたものとして、違法であると認めざるを得ないとなっていると私は承知しています。

この判決を受け、鳥取県は県知事が謝罪し、県滞納徴収マニュアルの改定と県の過去の差し押さえ事案の実態調査を約束と、この判決にかかわられた勝俣弁護士の報告文書に載っております。これはインターネットで鳥取県児童手当差し押さえ事件を検索すれば、どなたも確認することができます。子供の貧困が社会問題になっているときに、早急にこの問題は是正されなければなりません。

議員各位におかれましては、執行部に是正を求める意味合いから、この議案を否決することを呼びかけまして、反対討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

4 番、板井隆君。

○議員（4 番 板井 隆君） 4 番、板井隆です。私は、この議案第 9 号、平成 27 年度南部町一般会計補正予算（第 6 号）について賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど植田議員のほうからもそういったような意見があったんですけど、私は、委員会の最初のときに法的な根拠とか、それからなぜそういったことになってるのかということもあったので、ちょっとその辺について賛成の立場の意見として申し述べておきたいというふうに思います。

まず、この法的な根拠というのは、やはり日本国憲法で定められています国民としての最大の

義務、それから権利というものがあるわけなんです。これ、たしか中学校のときだったか習ったような気がするんですけど、まず教育を受けること、勤労をすること、また納税をすることというのが国民の権利として、また義務もあるんですけど、やはり権利というもの、例えば税に対しては参政権が認められてるようなことがあるわけなんですけど、そういったことは放棄することができるんですけど、やはり義務というものは放棄することはできないというふうに思っております。これが法的な根拠ではないかなというふうに思っています。

それと、滞納している方になぜ支給を停止するのかというのは、これまでも今まで何回かそういったことで執行部のほうに見解をただしたこともあるんですけど、これは一番の目的は、税負担の公平性を確保するということが一番であると。これは例えば町長からも担当の課長からも今まで説明を受けてきてるものです。やはりここが一番大切なところではないかなと思うんです。だから、その反対の理由が、それだけ今まで何回もそういった説明があるにもかかわらず、理解ができていないというのも、これはおかしいんじゃないかなというふうに思います。

特に税務課のほうでは、収納という税率の向上のためにさまざまな努力をしていただいているわけなんですけど、これもやはり税負担の公平性を確保するということが一番の目的です。この支給を停止するということについては、滞納の方全ての方にするわけではなくて、特別な理由もなく、ここが大切です、特別な理由もなく税金を納めていない一方で、行政上のサービスを利用できるという不公平な現状を解消する。そして、町民の皆さんに納税などに対する信頼をつなげていくということが大切なんだということも、これも税務課のほうから今まで説明も受けてきております。

この利用制限の対象となる行政のサービスというのは、これは町民を対象とする町の事業の中で、それを利用することによって他の町民が得られない経済的利益をもたらす、こういった事業です。ですので、個人向けの福祉や町民の皆さんの生命や財産、そういったことまで緊急性がある事業などは含まれておりません。そういった意味からおいても、この点については公平性を保つというところから、この滞納してる方については申しわけないんですけど、やはり支給をするということはその本人さんにも考えてもらうという面からも必要ではあるというふうに思い、この議案第9号に対しての賛成討論といたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の補正予算に反対します。

反対する理由は、先ほど植田議員が述べたように、誕生祝い金100万円の減、却下された4

名のうち2人が転居、2人が滞納が理由で支給していないということでした。

このことを受けて、高校等通学定期券助成事業が起こったときに教育委員会にただしたところ、補助金交付要綱でも誕生祝い金のように明記しており、滞納世帯を対象外としているという答弁があったわけです。

それで、委員会の中で、例えば誕生祝い金を説明された健康福祉課に、高校等の通学定期について教育委員会に、それぞれ滞納世帯を対象外とできる法的根拠は何かということを聞いてきたところですよ。

健康福祉課のほうからは、誕生祝い金を滞納を理由に却下する法律の上位法はない、もちろんそうなんですけども、そういう回答でした。

高校等、教育委員会のほうからは、文書で回答があり、ちょっと私の聞いたところと回答がずれてるなと思ったのですが、中身は今後検討したいということですが、わかったことは滞納世帯について、先ほど板井議員がおっしゃったようにいわゆる悪質滞納ですか、やむを得ない滞納であるとか、そういうことは調べていないということも中でわかってきたことです。とすれば、この2つの内容については滞納理由がどうであれ、滞納世帯を却下してるという事実が変わりないということが明らかではないでしょうか。

言ってるように、板井議員が言われたのですが、税の負担の公平性というのは税をどのように所得において生計費非課税からして、どういうふうに公平に負担していくかというのは、これ税システムの中で考えることであって、滞納してるから税の公平性に欠けるといって、他の公共がするサービスを制限していいという理由にならない。これは憲法のもとで決めているどの法律を持ってきてもそれに対象するところがないと言わざるを得ないという状況です。唯一、対象できるのは、町で決めた要綱があるから対処してるということなんです。

ちなみに、担当課も言われたように、これは町の方針で決めてるという内容です。であれば、行政ですから要綱については、自分たちはどの上位法を持ってきてこの要綱を決めたのか。日本は法治国家ですから、日本国憲法、法律ですね、次、条例、要綱と来ますが、少なくとも上位法に反するようなことを決めてはいけません。日本国憲法では少なくとも平等であることを考えて、地方自治体はすべて公平にサービスをしていくという点からすれば、滞納を理由にサービスを低下させるには一定の根拠が要ると言わざるを得ないと思うんです。それを示すことができなかったというのが今回の現状ではないでしょうか。

先ほど言ったように、国民には義務があると言いますが、税を負担する義務と今回の南部町がつくった町の誕生金ですよ、それと高校生の通学定期助成事業、これも目的書いてあるわけで

すよ。祝い金がどのように書いてあるかということ、少子化が進行する中、南部町次代を担う子が1歳を迎えたことを祝い、誕生祝い金を支給するんだと。このなべて公平にするとところで、子供たちにするとところで親が滞納していることが理由に祝う人と祝えない人ができてくるというのは不公平ではないかということに、どのようにお答えなのでしょう。まして、先ほど植田議員も指摘したように、生活が大変だ、教育が負担が大変だということで高校の通学定期券の助成事業も始まったのではないのでしょうか。その上に追い打ちをかけるようなやり方をして、住民がこれで負担の公平性で義務だというようなことを大きな顔をして言えるのでしょうか。

現場を見たときに特に考えていただきたいのは、高校等通学定期券助成事業ですね、親が滞納しているからといって、その通学定期券や回数券を手にすることができない、そういうことをいっときでも執行部の方々、考えたことあるのでしょうか。滞納は滞納で、特別に課と相談しながら対処していくべきことではないのでしょうか。もしこれを続けるというのであれば、憲法、地方自治法、その他から引っ張ってきて、この町の要綱に法的根拠があるということを示すべきではないのでしょうか。少なくとも次にこのことがいいと言われるのであれば、要綱でいいということにはならないので、上位法のどこに書いてあるのかを説明していただきたいと思うんです。私は、少なくとも今回のことは反省して、教育委員会のほうは検討したいと言っています。

私は、住民の暮らしに責任を持つ、そして公平にサービスを提供していく、生活が大変で税金を払えない人については何らかの形で対処していく、こういうことをやっていながら、この特に誕生祝い金と高校等通学定期券の助成事業については、滞納を理由で支給しないということを省くことを求めて反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 9番、細田です。この議案第9号、27年度の一般会計の補正予算でございますが、中身の歳出は主に実績に伴う減額のが主でございました。けども、主な事業の中で注目すべきというか大事な点がございました。

主なものは教育委員会関係でございましたが、地域とともに歩む学校づくりの推進事業、要は地域未来塾等を活用してやると、国の10分の10を充ててやる事業が350万も入ってございました。

それと、今、問題になっておりますマイナンバーの関係で情報システムをセキュリティー強化、いろんな問題がまだ起きてますが、そういうところにセキュリティーをきちっとしようということで、これは3,100万も入ってんですね。

教育振興助成の中で、南部中学校の生徒が、スキー部が中国大会とか全国大会に行くような優秀な生徒がおられるそうです。そういうところに予算立てする予算がついておりました。

それと、担い手確保経営強化でございますが、そういうことで国の補正予算に対してT P P対策、要は地域の農業に支援して融資して基盤を大きくして頑張れよというような感じで580万も入っていると。

それと同じように園芸産地域活力推進事業ですか、この間の豪雪、28日、1月の豪雪受けたハウス等がございますが、それを鳥取型低コストハウス導入等でその支援するような内容の主な補正予算が今回の27年度の3月補正に入っております。

あのもろもろは実績に伴うものでございますが、今、反対の討論の中でありました誕生祝い金、また高等学校とかいろいろな定期券の税の滞納についてやっているのだから反対しますということがありました。もろもろ意見がありましたが、これについて私も一言言いたいのは、教育委員会の中で給食費の問題を前、確認しましたら、準要保護になった方でもやっぱり税の滞納ある方は一時立てかえがされて、やっておられたということがありました。これは指摘いたしまして教育委員会も税務課と相談し、それを撤廃し、何でもかき払う。子供がそういうことで貧困にならないようにやっぱり準要保護を要件を緩和してやられたそうです。ということは、やっぱり滞納をもとにしたならそういう問題が起きるんです。滞納したくなくてもできない人がおられるんですね、税も。税金は払うというのはみんなわかっています。中でも払えなくておられる、そこを親が払えなくて困ってる中、子供が、それがもろにかぶるといのはやっぱりちょっと問題があるかなと。となれば、軽減税率、私やちが一生懸命やっていますが、あの低所得者たちが買うとき本当に助かるんですが、ある反対者の意見は、高所得者もますます利益を生むんじゃないかというような反対のように、私はこれは高所得者、所得制限があればまだ一理あると思います。たくさんお金がある人に、そんなあなた定期券ただにしてあげるだとか誕生祝い金あげるわよりも、むしろ私は滞納したくなかったけども、いろんな事情で滞納でした。その親の責任で子供がかわいそうな目に遭うというのはいかがなものかと。これはやっぱり教育委員会とか税の関係とよく相談して、それは本当に所得がない。でも、だから滞納があったなら、それは要綱を変えてでもしていただきたい。

親のことを子供にぶっかけるというのはあんまりようないだないか、それは今、言われた反対者の方と意見が合いますけども、27年度補正予算については、主なそのような地域住民に対するすごい立派な予算も入っていますし、あとほとんどは実績に伴うものでございます。そういうことで、今の困窮者については所得がある人からはいただこうと、ない人についてはやっぱり子

供にまで迷惑かけたらいけないということを今後検討されることを期待いたしまして、賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに賛成、反対の討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第9号、平成27年度南部町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

反対、賛成の御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第10号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、議案第10号、平成27年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第10号、平成27年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

内容は、実績見込みにより1,005万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億9,082万1,000円とするものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第10号、平成27年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

日程第5 議案第11号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、議案第11号、平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第11号、平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

内容は、実績見込みにより382万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,705万3,000円とするものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第11号、平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

日程第6 議案第12号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第6、議案第12号、平成27年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第12号、平成27年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。

内容は、実績見込みにより62万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,366万1,000円とするものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第12号、平成27年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第13号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第7、議案13号、平成27年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第13号、平成27年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）。

内容は、実績見込みにより260万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,768万5,000円とするものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第13号、平成27年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第14号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第8、議案第14号、平成27年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第14号、平成27年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

内容は、実績見込みにより106万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,790万円とするものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第14号、平成27年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

日程第 9 議案第 15 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 9、議案第 15 号、平成 27 年度南部町病院事業会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第 15 号、平成 27 年度南部町病院事業会計補正予算（第 4 号）。

内容は、国保調整交付金の確定により、収益的収入、これは病院事業収益の予算額を補正するものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 15 号、平成 27 年度南部町病院事業会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

日程第 10 議案第 16 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 10、議案第 16 号、南部町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第 16 号、南部町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について。

内容は、地域再生法の一部が改正され、東京一極集中を是正する一環として地方への本社機能の移転を支援する措置が講じられることになり、本町でも固定資産税の不均一課税を定めるものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第16号、南部町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第17号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第11、議案第17号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長の井田です。議案第17号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

内容は、改正が必要な南部町情報公開条例、個人情報保護条例、固定資産評価審査委員会条例の一部、職員の給与に関する条例、手数料徴収条例、町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の改正を行うものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第17号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

### 日程第12 議案第18号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第12、議案第18号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第18号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

内容は、鳥獣被害防止特措法の規定により、鳥獣被害対策のために設置する鳥獣被害対策実施隊について、同隊の隊員に対する非常勤報酬額を定めるため、一部改正を行うものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第18号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

日程第 1 3 議案第 1 9 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 3、議案第 1 9 号、南部町税条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第 1 9 号、南部町税条例の一部改正について。

内容は、地方税法改正により納税者の負担軽減を図るため、申請による換価の猶予等の制度が創設されたことに伴い、税条例の改正を行い、徴収猶予による徴収金の分割納付、徴収猶予申請手続、担保の徴収等の方法を規定するものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 1 9 号、南部町税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

日程第 1 4 議案第 2 0 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 4、議案第 2 0 号、南部町がんばれふるさと寄付条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第 2 0 号、南部町がんばれふるさと寄付条例の一部改正について。

内容は、寄附金の一部を事務経費及びお礼特産品の費用に充てることができるように寄附金の管理運営契約条項を設けるため、改正するものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第20号、南部町がんばれふるさと寄付条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第21号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第15、議案第21号、南部町営西伯カントリーパーク条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第21号、南部町営西伯カントリーパーク条例の一部改正について。

内容は、ピッチングマシンの使用料を追加のため、条例の一部を改正するものです。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対の意見でございますが、カントリーパークは利用料を払うので、個別に取る必要はないのでは。町内者については配慮すべきと思う。

賛成の意見ですが、ピッチングマシンの保守に経費がかかる。他県からの学生の使用頻度が高いので、いたし方ないと思う。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成者のほか討論ありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第21号の町営カントリーパーク条例の一部改正には委員会でも反対をしました。

内容は、ピッチングマシンを更新した。今まで無料だったのだけでも、5年に1回、整備費の30万円の捻出のために、1時間当たり540円の使用料を取るようにしたいという内容でした。

委員会では、明らかになったのは、答弁でもそうですけども、よそからの大学生とか来ると。硬式だから中学生、町内の子等は使うこともないと言ったのですが、予算の中で公園管理事業、カントリーパークの利用者人数の推移と指定管理の委託料が出てきています。

平成24年の1万1,427人の利用量からで25年、26年については約3割の減になってきてるわけですね。この町議会に出された資料で27年、28年の動向わからないんですが、私たちが公の公園とかつくって一番考えなければいけないのは、目的に合った利用を図っていくことだというふうに思うんですね。果たして、今まで無料でしていたピッチングマシンを有料にして、その利用増が図れるかということも考えないといけないと思うんですよ。よそから来る学生やから税金も払ってないし、もしかしたら利用料をとということにも、ほかの議員の皆さんも言われるかもしれませんが、相手は学生ですね。まだ社会人とかやったらわかるんですけども、口コミで出ますよね。そういうことを考えたときに、私は利用増を図って遠いところから南部町に来てくださるということを最大限考えても、少なくともカントリーパークはただで使っているわけではない、利用料を払っています。年間140万って少しのわずかな利用料しか入ってこないし、およそ維持管理するには難しいのですが、それは最初からわかってたことですね。

私は、こういうふうにピッチングマシン等利用のものにお金を取って、利用料の収入の増を図るよりも、よりたくさんの人に来てもらって利用料を図るといことの方が、はるかに町の施策にも合ってるというふうに思うんです。そういう意味から、こういうことをやめようではないかということと、少なくとも学生、町民からは取るのやめるといことを附則等にもうたっていたきたいということを強調して反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 1番、白川です。まず、この議案は可決すべきという立場で討論をさせていただきます。

先ほど反対討論の中で、ピッチングマシンに利用料、使用料を取るなどということですが、私ももしこの機械が、町民皆さんが使えるような環境のものでしたら、それは取らないほうがいいというふうに思っておるわけです。しかしながら、この機器は野球のバッティングトレーニングに使うもので、やはり利用者が限られてくるということが予想されます。

西伯カントリーパーク条例の中の第12条には、別表に掲げる範囲において有料公園施設の利用に係る料金を納めなければならないとあります。

その別表には、維持管理に当たり、施設や機器の使用量や使用時間に維持費が比例するものが上げられています。これは使えば使うほど傷んでくるんだよというものです。そういうピッチングマシンもこれらの機器と同様に考えるべきであり、利用者の方には応益負担としてお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第21号、南部町営西伯カントリーパーク条例の一部改正についてを採決いたします。

反対、賛成の御意見ございました。起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第22号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第16、議案第22号、南部町農村地域工業等導入促進法に基づく指定地域における固定資産税の課税免除に関する条例の廃止についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第22号、南部町農村地域工業等導入促進法に基づく指定地域における固定資産税の課税免除に関する条例の廃止について。

内容は、農村地域工業等導入促進法第10条の規定により、固定資産税の課税免除を行った場合における特例措置の適用期間の終了に伴い、当該条例を廃止するものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた

しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第22号、南部町農村地域工業等導入促進法に基づく指定地域における固定資産税の課税免除に関する条例の廃止についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告どおり可決されました。

ここで休憩をとりたいと思います。再開は10時15分にします。

午前 9時55分休憩

.....  
午前10時15分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

-----  
日程第17 議案第23号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第17、議案第23号、平成28年度南部町一般会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第23号、平成28年度南部町一般会計予算。

内容は、歳入歳出予算の総額はそれぞれ6億2,500万円で、前年度比8.6%減の予算であります。主な事業はマニフェストに沿った、1、人と環境にやさしいまちづくり、2、安心・安全のまちづくり、3、教育・文化のまちづくり、4、産業振興など活みなぎるまちづくり、5、住民参画で持続する町と地域のまちづくりを柱にした新規及び継続事業であります。特に南部創生総合戦略の事業であります。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、反対者が7つの点をもって反対とされております。まず1つ目、地

方創生の施策、新電力会社事業の進め方、保育園の正規職員の配置、農業振興、同和対策、税滞納世帯の件、観光事業の費用対効果。以上、7点をもって反対でございます。

賛成意見でございますが、新規事業、高・中・小の人権プログラム、衣類の拠点回収、公共交通の地域計画の策定、発達障がい対策事業、高校生サークル、民芸活動での事業であり賛成する。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論ありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第23号、平成28年度一般会計予算に反対の立場から討論いたします。

反対理由は、委員長報告で7点ありますが、私は6点にわたって討論をいたします。

1つ、南部町版C C R Cには大きな疑問があると言わざるを得ません。2月補正予算で地方創生加速化交付金900万円を投入し、町外の団体である生涯活躍のまち推進協議会に拠点エリアに係る各施設計画の具体化と全体整備計画の策定などを委託しています。最終報告が3月に取りまとめられるとしています。町民の知らないところで物事が計画され進められるやり方に、これでは町民の力は結集できないと言わざるを得ません。

そして、新たに立ち上げるまちづくり会社も自立の見通しが余りにも計画がずさんであると指摘せざるを得ません。総務省が発行している第三セクターなどの経営健全化等に関する指針の策定についてによれば、事業実施ありきによる収支のつじつま合わせは、厳に行うべきではないと強く注意を喚起しています。検討に当たっては外部の専門家の意見を聴取するなどにより、客観性、専門性の確保に特に留意した上で、将来の需要予測、事業計画の策定などを行うことが強く求められるとしています。今からでもこのような視点で計画を修正すべきと考えます。

1つ、株式会社なんぶPOWER設立の提案は、町としての計画の練り上げが全くできていないものと考えます。さきに引用しました総務省の文書には、地方公共団体が公共性、公益性、採算性をあわせ持つ事業を実施する手法を選定する場合には、事業そのものが地域における意義や必要性、収支等の将来見通し、費用対効果などについて検討を行い、第三セクターなど以外の事業手法も含めて比較を行うことが必要であるとしています。このほかにも6項目の留意点が記載されています。

今回の提案は、このような検討が全くされていないに等しいと言わざるを得ません。そして、町は特定の2社をビジネスパートナーとして選定し、事業実施につなげようとしています。このようなやり方も地方自治体の契約のあり方として適切でないことを指摘しなければなりません。

電力の小売自由化でいろいろな動きが出ていますが、聞き取りの中で明らかになったことは、収益を生み出す源泉は1日の電力消費が最大と最小の差である負荷率の低い需要家と、どれだけたくさん契約を結べるかによって決まるのであり、新電力会社は信用度の高い地方自治体をビジネスパートナーにしたいと考えるのは当然でしょう。ですから、自治体として大慌てでビジネスパートナーを選ぶ必要はないのではないのでしょうか。

1つ、非正規雇用の職員の待遇改善は急務です。保育士、図書館司書など、専門職でも余りに低い待遇について今こそ改善させようではありませんか。また、すみれこども園では町の正職員で担任の配置ができず、伯耆の国から研修を名目とした派遣職員でやりくりしている現状は、町の直営保育園の体をなしていないと指摘せざるを得ません。是正を求めます。

1つ、私は、一般質問で農業振興条例の制定を提案しました。町長は、個別具体的な政策で対応したいとの答弁でした。農政は安倍政権が進める農業分野の新自由主義政策の影響で集団化、大規模化だけで、兼業農家、家族農業など、あらゆる担い手に対する施策がほとんどありません。規模拡大したところでも経営は大変厳しいと聞いています。施政方針で改めて基幹産業と位置づけ直した農業にふさわしい予算となっているとは言いがたいと思います。あわせて国会決議違反のTPP協定批准をしないよう、国に求めているようではありませんか。

1つ、同和対策事業は終結し、一般施策に移行させようではありませんか。同和対策事業に関する総務省の通達は、この問題の解決の方向を示しています。同和対策事業は時限立法で行うべきもので、これを継続すれば弊害が懸念されるというものです。人権教育は日本国憲法の定める基本的人権を全面的に行われるべきと考えます。

1つ、税の滞納世帯に誕生祝い金、高校等通学定期券助成事業において祝い金や助成を行わない要綱を廃止し、児童福祉法の立場に立ち返ることを強く求め、反対討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 1番、白川です。先ほど事業の個々、個別的な反対討論がありましたが、私は総合的なところから賛成討論をしていきたいと思います。

少し近代史をひもといてみますと、戦後の高度経済成長期から現代に至るまで、社会構造は目まぐるしく変化してきました。特に第二次産業、重工業などです。これらの産業が集中する地域

では金の卵と呼ばれた地方の若者が多数集まり、大きな町、いわゆる都市を形成していきました。その結果、地方の核家族化が加速していき、従来からの子が親を見るというメカニズムが崩れ始めたのもこのころではなかったでしょうか。そのような中、老後も安心、自立して暮らせる社会の仕組みとして導入された制度が年金制度であったと思います。しかし、皮肉にもこの安心制度の副作用として子に見てもらわなければならないわけです。今日ある介護保険制度も同じ性質を持っています。これらの近代史を検証することで、南部町の明るい将来につながる施策を打っていかねばと考えております。地方の町や村は都市部の発展のために存在しているわけではありません。

では、その重要施策とは大きく分けて2つの分野に分けることができると思います。1つは、人口をふやすためのさまざまな対策です。もう一つは、人口減少に対応する一定の幸福を感じることでできるまちづくり対策です。これらのポイントから一般会計予算を見たとき、移住・定住促進対策や結婚支援事業を含む22もの人口増加対策、少子化対策事業が準備されています。

また、人口減少などによる空き家対策事業もユニークな対策としてスタートラインに並んでおります。これらの多数の事業は将来、我が町において最悪の状況を回避するための先回り対策事業だと考えておりますので、可決すべきと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の28年度の一般会計予算に反対します。

先ほど白川議員のほうから町を維持していくための施策で、人口をふやすことと人口減少、そこに住む人たちが幸せを感じるような施策をとることということについては、私たちも一致するところではないかと思うんですよ。今、国が言っている地方創生の中で南部町が定住促進をして人口増していこうと、こういう姿勢については、方向についてはどの町もやってるし、私たちはできるところで協力していきたいというふうに思ってるわけです。しかし、南部町が今回28年度予算で見て、本当にこれが少子化対策や定住対策、ひいては住民の、ここに住む人たちが幸福を感じられるような施策になっているのかということの検討が必要だというふうに思うわけです。

1つ目には、お金の使い方です。やっぱり住民が納得いくかどうかという問題があると思うんです。今回の当初予算62億5,500万ですが、これは27年度の2月補正、地方創生加速化交付金約8,200万来ました。いわゆる十何カ月予算ですよ。これを含めたら63億を超える予算になってくるわけですよ。

その中で、やはり一番にお金の使い方として指摘しないといけないのは、まちづくり会社、こ

こへのお金の使い方ではないかと思うんですよ。これは2月補正でほとんど出てきて、皆さんの中には、議員の皆さんの中にもほとんど、加速化交付金の国から100%のお金が出てくるからいいんじゃないかというふうに思うか知れませんが、全て国といえども公金、税金がなべて平等に公平に、そして住民の幸せのために使われてるかということの検証でいえば、私は問題があるというふうに言わざるを得ない。

今回、まちづくり会社、NPO法人なんぶ里山デザイン機構に出ていくお金が28年度と27年度の2月補正で幾らの金額が出ていくのか。町の補助金は2,555万4,000円、そしてふるさと創生の委託費として現在は2,800万円のお金が予定されて、総計5,355万4,000円のお金が出ていきます。このお金は、匹敵するのは、同じような金額が地域振興協議会の7協議会の交付金が5,353万1,000円。私は、これまでも地域振興協議会へのお金の使い方と公平性の問題から指摘してたのですが、なべて7つの協議会の数に匹敵する5,355万というお金が里山デザイン機構に行くわけなんですよ。

この中で、先ほど植田議員が指摘したように、だとすればこれだけ1年間でもお金を投じるこのまちづくり会社がどのような展望を持っているのか。これは今後、ひとり立ちするには町が空き家対策での家賃を全部このまちづくり会社の収入とする。それから、ふるさと納税で出てくるお金の7割を委託料としてするから、そのお金を使って自分たちのやりたいことやりなさいという会社をつくっていかうとしてるわけなんですよ。

見通しはどうか。平成28年の家賃収入は390万ですが、10年後にはこの家賃が2,540万円になると試算している。合計は3,648万9,000円のこれだけの、いわゆる簡単な言葉で言ったら収益ですよ、上がってくるんだというふうに言ってるんですよ。

ふるさと納税ではどうか。平成28年では2,800万で、もうけが44万8,000円出るそうです。もうけというのは経費を引いたら収益が人件費も引いてですよ、44万8,000円。平成38年には1年間で525万円もうけるだろう、総額3,436万の収益が上がると。このように町とまちづくり会社が一緒に取り組んでるんですか、このような試算を示してひとり立ちができていく。この中で、人口がどれだけふえるかということも言ってるわけですね。果たして本当にこれが現実的でしょうか。まさしく一つの町が丸抱えでつくったまちづくり会社が、10年後には何千万円のお金もうけて自分たちの仕事していく。果たしてこれが本当にできるのであれば、これは非営利のNPO法人だと思うんですけれども、もしそうであるならば、町の仕事と委託してできてきたお金で一体何をするのかということがなければ、この計画自体成り立たないのではないのでしょうか。住民に説明することができない。そういう計画を持ってきてるという点

でも住民は納得いかない。

もう一つは、これは町が丸抱えでやっていますが、人員体制が総勢6人で、人件費が1,692万円ということです。役場の課を見た場合、例えば上下水道課、何人いらっしゃるでしょうか、総額幾らの仕事をしているか。住民の上下水道に責任を持つてるところよりもはるかに人数が多いんじゃないですか。そういう人数で総額幾らのお金ですか。まちづくりのなんぶ里山デザイン機構、今年度は5,000万円のお金を1,692万の職員でもっていく。

例えば移住定住では2人、事務局長、1人当たり500万円とも600万円とも言われている。こういう方々、ふるさと納税では、その納税のお金で300万円の方を2人雇う。地域仕事センターの300万も町の持ち出し。地域おこし協力隊の約230万も町から行くわけです。何をするのか、ここでする一番大きな仕事である移住定住の中身も宅建業者に委託をしてやっていくというのではないですか。とあれば、今回のまちづくり会社、6人に出した1,692万円の方々がどのような仕事をするのかということが住民に十分説明できる状態ではないのではないかとやわざるを得ないのです。まして、ここに出てくるお金、空き家リフォームは当初は町から1件に当たり200万円出すと言っています。最初の話では100万円で、そのお金家賃で回収すると言っていましたが、町は200万円出しっぱなしで回収することなく、これは全てまちづくり会社の家賃に回っていく。果たしてこのような補助金の出し方がいいのかどうか、これも検討の余地があることではないでしょうか。

そして、何よりも驚いたのは、今回の人員体制の中でも人員のことです。事務局長が誰になるのか。総額500万円とも600万円とも言われている事務局長がどのように選ばれてくるのか。当然、住民の関心事です。公募8人した結果、うち町内が2名いらっしゃった。そのうち書類選考で2名を絞り、1名が町内で1名が町外。最後に面接で町内の人に決められた。この方は公募といいますが、元町の職員で課長の方です。まちづくり大学が、町ができないことをやってもらおうと言いながら、町の職員のOBを持っていくことに住民が理解できるとお思いでしょうか。ましてや中途半端な金額ではありません。こういうことが住民に支持されるとは到底思えない。これが率直な感想です。そうであるならば、多額のお金を使っているのですから、どのような内容しているのか、私はまちづくり大学に投げ出すだけではなく町に責任があるのですから、このような多額のお金を投じるからこそ、中身について町は住民に説明をしないとイケないと思うんです。

正直言って人事も含めて驚きましたのは、町は国からお金が出る間、この仕事をするというふうに思ってるのではないかと思ってしまったことでした。本当に将来の見通しを立ててそういう

ことを考えているのかということです。町長には厳しいかもしれませんが、元役場の職員のOBがつく天下りと言われても仕方がない。住民からはお友達行政やないかと指摘されることも町長、覚悟なさってるのでしょうか。そういうことも厳しく指摘しておきたいと思います。

そして、C C R C構想が町の大きな課題だとおっしゃいます。その中にはどう書いてあるか。中山間地である町内の7地区の振興協議会からニーズを把握して、地域が求めるアクティブシニア、例えば学習塾をしたいとか、レストランしたいとか、先日は理髪でもしたいという方々も呼べるような、こんなこと言っていましたよね、地域振興協議会からの希望であるという。この方を公募を行ってそれに応えた人に対する居住環境や、健康でアクティブな生活を送るための支援をしていくんだという。もしそうであれば、このように住民の期待に応えない、地域振興協議会の期待に応えられるような方が手を挙げた場合にはそれを認めないのか、もし入ってきたときには、町の期待に応える人には特別待遇をするということなのか。私は、このようなことが本当に国がC C R C構想で中身もわかってお認めになったというふうに思えないのです、残念ながら総務省には書いてありますけれどもね。私は、本来、まちづくりをしていく上では町に役に立つ人に来てもらおう、そういうものではなく、そこに住む人たちがどんな条件であっても、どのようであってもなべて等しく公平に平等に暮らしていく、このまちづくりこそ一番大事なのではないかと言いたいと思うのです。決して役に立つ人だけまちづくりができるわけではないということをお互いに肝に銘じようではないかということと言いたいと思います。

そしてまた、まちづくり大学では空き家を使って、まちづくりの中ではリフォームで200万の補助をすると言ってるんですよ、空き家対策でね。私は、来る人を歓迎するのはいいと思うし、空き家対策では空き家を改修するには半端なお金ではできませんから、そういう取り組みをすることも十分喜ばれることだと思う。

しかし、先ほど白川議員が言ったように、人口減少、避けるために町内の方々が幸せを感じるようなまちづくりというのであれば、少なくともこのようなリフォームについていえば、今、住んでる人たちにも平等にやるべきではないか。残念ながら、町民には三世代同居、これは随分評判がいいのですが、上限60万円です。200万円の半分にも満たない。それから、今度新しく出た町産材活用家づくり、これは県の制度に上乗せして47万円ですか、出すと言ってるんです。200万の4分の1にも満たない。これで本当に地元の方々が安心して住もうと思うのか。子供たちをこの町の跡継ぎとしてここに住んでもらいたいと親の世代が思うとお考えでしょうか。こういうことを考えていくべきだと思うのです。

そして、まちづくり大学についていえば、加速化交付金等、国の交付金が来ることを十分に活

用するのであれば、再度原点に戻って、ここでの一番大事なことは何よりも雇用、それも正規雇用をふやしていくこと。地元の特産である農業と林業を豊かにしていくこと。そして、何よりも少子化というのであれば、少子化対策に抜本的なお金を使うことに十分力を入れてやっていくべきではないかということを指摘しておきます。

次の反対の一つは、植田議員も触れられましたが、非正規職員の待遇改善の問題です。これは私は、特に見直し時期に来てると思います。今回、非常勤職員38時間労働の方が46人いらっしゃる。そのうち32人が3種ですよ。ということは、28年度、29年度に向けて5年間の雇用期限が過ぎて再契約することになる方が多くなっていく現状ではないかと思うのですね。とりわけ保育士の方々は12人の非正規職員の中で、うち7人が3種、同様に図書館司書、学校図書司書は10人いるうちの10人の方々が3種の職員になっているわけです。学習支援員においては、7人のうち6人の方が3種になっています。私は、南部町がしている非常勤職員38時間のこの待遇の問題は、いわば法のすき間をかいくぐったような制度だというふうに考えています。多くの方もそう思っているんじゃないでしょうか。5年たてば、雇ったんだけど給料が安くなってまた同じ方を雇うことになるんですか。このことが今、国が求めている正規雇用をふやすことや労働基準法とかには違反しないのでしょうか。そういうことを考えた場合、私は抜本的な改善が要ると思うのです。少なくともこの32人の次の雇用については、専門性を見ながら嘱託制度を復活させる等をして改善していくこと。とりわけ保育士については、採用枠をしっかりと持って採用をしていくこと。このことが町の責任として求められているのではないのでしょうか。

次の点です。保育士の派遣の問題です。伯耆の国から3人が入って1,205万円のお金を出します。先ほど植田議員が述べたように、明らかにこれはすみれこども園での保育士不足が原因です。町職員を町の責任で保育士を採用すべきだということを言っておきますが、問題は平成27年に3人が1,200万余りでお金出したのですが、この精算、これは27年度の決算になると思うのですが、精算がまだ出ていない段階でも次の3人を1,205万7,000円で研修として受け入れると言っています。公設民営保育園は1億8,420万、保育士41名の給与を含む、このように言っています。

問題、どこにあるかということ、伯耆の国の保育士の給与は町と伯耆の国の関係では曖昧なままですが、10年間320万円とするということが根拠として予算化されているということなんです。だとすれば、伯耆の国から受け入れるときに1,205万というのは、1人当たり320万と合わないのではないかということについて説明がない。これについては精算をする中で説明してくる必要があると思うんです。28年度にも同じような予算を出そうと思うのであれば、27

年度がどうであったかということを出してくるべきではないでしょうか。

もう一つには、委員会でも再三求めていました10年間を320万円でいくという根拠がどこにあるのかという点について、いまだに文書等が出ていないという点です。これは指定管理する相手先と町の問題であるから言えないのではなくて、町の保育園を指定管理させるのですから、町が当然責任を持たないといけないことです。10年間でなべて320万円とするというのであれば、協定等の中で明記されていないといけないのではないかと。ところが、この文書がどこにも出てこないのです。改めて少なくともこういう文書や要綱等が出てこない限りは、口伝で320万を根拠とすると言って中身を説明しないというやり方は、余りにも指定管理の相手先の不十分さですね、これは町にも責任があると言わざるを得ないのです。

今回、きょう、本当はきのう出てたんでしょうか、きょう、その320万の根拠が欲しいというので資料を提出、見てきたところ、伯耆の国指定管理料算定、平成24年と書いてあります。この文書でいけば平成24年度は39名なので、臨時をのけると1億2,460万の人件費がかかっている、39名に割ると319万4,000円だから320万だという説明しています。全く説明になっていない。なぜかという、320万根拠に予算が組んでるからですよ。こちら側が言ってるのは、320万を10年間でなべていくというのであれば、その文書が必要ではないか。とすれば、少なくとも1人当たり320万を平成24年、出しているとすれば、人件費で余ってくるはずなんです。その証拠に平成24年度の計算分析表ですね、これはそちら側が提案し、出してるんですよ、議会に。人件費の収入が1億4,706万に対して人件費の支出が1億4,100万、ここで600万近いお金が違っているんですよ、平成24年ですよ。それなのにきょう出てきた分は、平成24年の資料で320万なので、人件費を全部使ってるという内容が出てきている。全く説明になっていないどころか、でたらめではないですか。少なくとも議会でこういうふうに出てる疑問にお答えになるには、町が伯耆の国の保育所を指定管理するに当たり、その算出根拠とされている320万円というのがどのように明記されているのか、協定の中でそれを示すべきではないか。それなしに公設民営の保育園の1億8,400万を唯々諾々と認めるわけにはいかない。これはどなたが考えてもそう思うのではないのでしょうか。そういう意味でいえば、今からでも遅くないので320万円の根拠、それを示すべきではないでしょうか。

以上の点から、私は今回の28年度、特に税の公平性と言っておりましたが、なべて公金を公平に使う点からも非常に問題があるというふうに指摘をして反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

4番、板井隆君。

○議員（４番 板井 隆君） ４番、板井隆です。私は、この議案第２３号の２８年度の南部町一般会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどからる真壁議員の反対討論を聞かせてもらっていましたが、総じていえば、この地方創生というのを南部町がどういうふうにしていこうかということに対するものだと思います。

先ほどありましたように、１４カ月予算で６５億７，０００万円のこのたびの２８年度の一般会計予算ということになります。その中のうち少子化事業が２２事業、それから地方創生事業が１０事業含まれたものになっているわけなんですけれど、まず、この地方創生というものはどういったことで今、国が動いているのかということところです。

町長の施政方針演説の中にもありました。新年度の予算と地方創生の取り組みというのがあったわけなんです、その中で最近の国勢調査で南部町は１万９５６人の人口、前回の調査に比べると、５年前ですね、５８０人の減少している。年間で１００人ちょっと人口が減ってきている。これは南部町ばかりではなくて全国に言えることです。この地方創生というのは、東京都心部に一極集中しているこの人口を減少している町に呼び戻そう。そして、地域を活性化していこうということが大きな狙いの地方創生です。

その中で、安倍政権は１億総活躍の実現に向けてということで、２月に補正をしました地方創生の加速化交付金というので南部町のほうもいろいろな地方創生に向けた、そして加速をするための予算を組んだということです。もちろん反対であったように町民の方にこのお金が平均して分けられるのか、そして、それが町民にとって活躍をしていくお金になるのか。それはそうではなくて、目的があつての地方創生の交付金です。目先のことではなくて、これから１０年、２０年、３０年、子供たちに魅力あるまちづくりをしていくという、今年度が活動していく元年であるというふうに思っております。私は、このたびの一般質問でそういったこともさせてもらいました。

もう１回、最後に述べたことを読ませていただいて賛成討論にさせていただければと思います。

最後に、１億総活躍社会の実現に向けた地方創生加速化交付金、１４カ月予算で実行され、加速化をしていきます。具体的には仕事の創生。

人の流れでは、絶妙なタイミングで株式会社ＮＯＫが鋳物工場の進出、株式会社ＴＶＣの増床、関連運送会社の工業団地内の空き地工場への進出で約１００名の新規採用が見込まれ、加速化をされます。

また、働き方の改革では、職場での子育てに対する応援策として企業、団体が取り組み、イクボス宣言で働き方の、そして子育ての改革が加速されます。２月の補正の予算で説明がありましたホップ・ステップの見通しが立ったと感じています。

このような進化が進む中で、最後のジャンプは、まちづくり会社の創設でまちづくりの小さな拠点ができ、これもまた絶妙なタイミングで重要な里地・里山に南部町全体が選定をされたことによって魅力ある南部町の発信ができ、町のにぎわいの創出が加速されます。ジャンプには土台がしっかりしてないと飛躍の距離は伸びません。このまちづくり会社と、そして地域振興協議会が一体となって、そして行政が裏方の立場として後押しをしていく、これは町長の施政方針演説でありました。そこにあと議会が加われば、四輪の車輪ができるわけです。その四輪で南部町を盛り上げ、町の魅力をつくっていく。そういった姿をまずはここ、2つの車輪がしっかりと示していく、それがこのたびの予算であるというふうに思っております。

これからやっていくには職員の数、非常に少ない中で頑張らせていただいております。特に官と民の協働、民でできるところは民に協力をお願いし、お任せをし、やっていく。これからはそういったところも大変必要な部分じゃないかなというふうに思います。限られた職員の中でやっていけない部分を地域振興協議会、まちづくり会社、そして保育園に至れば伯耆の国、そういったところの協力をしっかりともらってまちづくりを進めていく、それがこれからの南部町の必要な姿であると、そしてそのためのこのたびの予算であるというふうに思っております。以上をもって賛成の討論とさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに賛成、反対の討論はありますか。

反対の討論ですね。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾でございます。私は、植田議員、それから真壁議員が反対理由を数点上げてやりましたけども、そのとおりだと思います。私は、1つだけつけ加えたいと思います。

つけ加える1つは何かといいますと、観光事業に対する予算の出し方であります。私は、町の全てのお金、財源は町民一人一人共有したお金だ、このことではないでしょうか。厳密に言えば、1円たりとも無駄なお金は使いたくない、使えばだめだという、これが行政の正しい仕事だと思います。

そこで私は、観光事業はこの予算説明書の中から5点上がっておりますので、それを拾い上げてみました。総額は2,131万1,000円が総額であります。この金は全て交付金で観光発展のためにやってくださいよという国からの、あるいは県からの交付金である分、大きく占めるなら、それはそれとしての考え方もまた別にできるでしょう。しかし、私はこの財源の欄を見ますと、この中で交付金として出ているのは町以外からの支援というんですか、交付金は60万

2,000円です。あとの残り1,980万9,000円、これは町の一般財源であります。私は、観光事業を全て否定するものではありません。しかし、この観光の事業をやられるときに今から数年前で始められたんですけど、そのときに観光事業をやられるのであれば、いわゆる費用対効果でいえば、町の経済にどれだけのプラスがあるんですか、どう考えてるんですかということとを聞いたんですけども、具体的な答弁はありませんでした。私は、ここで1,980万9,000円、このお金を捻出されるようであれば、私は、実際の経済効果がどれだけあったかわからんような、そういう状況にお金を出されることについては非常に異議あると思います。

一般質問の中で私は、子育てについての質問いたしました。去年から小学1年生から3年生まで教材費の補助が出されてあります。これは非常に保護者の方から喜ばれており、まさにこれだけ子育てに対してお金が要るような状況、ましてや若い保護者の方は所得が減って大変な状況であります。そういう中でのこれだけの支援でも大変喜ばれており、このあとことしから4年生から6年生まで全て小学校の児童に対して教材費を出すべきだ、そのことの必要財源は幾らでしょうか。12月に聞いたら470万円あればこれは実現できるということでした。どうでしょうか、1,980万円、費用対効果ははっきりしないような状況で出すよりも、本当に実効ある470万円のお金、これを捻出することが先ではないでしょうか。残念ながら一般質問では、4年生から6年生までに支給することはよしとされませんでした。私は、このこと1点についても今回の当初予算に対しては反対するものであります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、賛成者の発言を許します。

6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山です。私は、この議案について賛成の立場から発言をさせていただきます。

先ほど来、賛成、反対、両方の発言者からほぼ共通して出てきていることとして、現在、我が南部町は人口減少という、そういう町の存続の面から今後どのような町を目指していくのかということが迫られている、そういった状況下での新年度予算であるというふうに、ここんとは多分皆さん共通をしていることだと思います。

私、一般質問で少子化について質問させていただきましたが、少子化がどんどん進んでいる状況で、非常に大きな要因として親御さんになられる世代の方が子供を産み、育てていくための負担になかなか耐えることが難しい、大きな負担になっていることがかなり高いウエートを占めているというふうに感じております。

今回、この少子化に対しても20本以上の支援策を準備をしていらっしゃるわけですが、少子

化に対する支援、いわば生存的というか基礎的な支援策、これは非常に必要なものでどんどんやっていただきたいわけですが、自治体間で競争していきますと最終的には消耗戦になって体力のあるところが勝って、残念ながら自主財源比率の非常に弱い私たちは最終的には不利な状況になるかもしれません。ですんで、そういう基礎的な制度的な部分と、それと本当に町として、この地域としてどういった魅力のある町にしていくのか、地域にしていくのかという、二面作戦を考えていくべきだというふうに思います。

そして、今回の提案の予算では、まちづくり会社ですとかC C R Cですとか、先ほど亀尾議員からもありましたが、観光面、そしてなんぶPOWER、こういういわばあらかじめ答えが用意されていない、みずから切り開いていかなければいけないような、そういうものにも力を注ぐような、そういう予算になっているというふうに感じます。底上げを図りながらも町の未来像、将来像を描いていくといったような、かなりバランスのよい組み立ての予算であるというふうに私は感じているわけです。

なんぶPOWERについてももう少しだけちょっと発言をさせていただきますと……（発言する者あり）（笑声）植田議員からも出ておりましたので。

まず、このなんぶPOWERにつきましては、電力の自由化に伴う売電会社を立ち上げていくということですが、その前に私たちの町はメガソーラーというものを持っております。再生可能エネルギー、新エネルギーという国の大きな政策の中ではもともとの税金ということで負担をするその上に、皆さんも電力の請求書を見られると、それについてのまた新たな負担というものを、私たち電気を使うものは全て負担をしながらこういう政策が進められているわけです。

メガソーラーのときのことを思い出していただくといいと思うんですけれども、出し手にばかりなっていて、費用。新たな取り組みに乗っていかなければその受益というのは、大きな意味での受益はあるかもしれませんが、電気をつくって売るほうの利益というものは得られなかったはずで。ところが、南部町では果敢に挑戦をしてみずからも発電事業者ということになって、出した分の全てとはいかないまでも私たちに還元をされ、そして町の行政予算の中にそれが入っていくことで広く町民の皆さんに還元をするという、そういった方向を選択したわけです。

今回のなんぶPOWERについては、従来のメガソーラーでは新エネルギーに対する、再生可能エネルギーに対する取り組みの補助金に加えて、売電、販売会社の運営から得られた利益を水道事業というより広い、ほとんどの町民の皆さんに還元をするということで、暮らしやすい町としての挑戦的な姿勢であったり、新たなものに取り組んでいって町民の皆さんの生活を支えていくという、そういった姿勢をより強烈に出すという、そういう意味が込められていると思います。

長くなっちゃいましたけれども、そういった基礎的な支えていく部分と、新たなことに挑戦をするということが非常にバランスよく織り込まれた予算であるというふうに感じますので、ぜひ本予算は可決すべきというふうに思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 7番、杉谷早苗です。私は、この一般会計予算につきまして賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどから賛否両論さまざまございました。本当にどれ一つ一つとりましても全部真実だと思います。しかしながら、町長の当初の施政方針の中に、我が町が1万1,000人を切ったという、このような人口減少にあるということのお話がありました。役場の職員の方は1,000に1人というのが全国的な考えだというふうにお聞きしております。

この28年度当初では一般の職員の方、保育園を除きましてそのときは120名ぐらいなことが出ておりました。1万1,000人を切る、切らないというようなときではまだ多いです。まだ10人ぐらい減らされていく可能性はございます。そのような中で、この約1万1,000人の南部町をどのように運営していくか、ここが一番悩ましく、いろんな施策をとっていらっしゃいまして、先ほどから新たな挑戦を果敢に取り組まれている28年度予算だと思います。

先ほどから人件費について非常に、正規雇用についてのお話がありました。どの方にとりましても生活が一番でございますので、それぞれのお方、本当に大変だと思います。そのような保育園に限って申し上げますと、保育園の非正規職員を正規職員にすべきという、この非常に難しい問題を我が町では伯耆の国にお願いいたしまして、全部伯耆の国で正規職員で雇っていただきました。今まだいらっしゃる方、全部正規職員にというのは非常に無理があると思います。正規職員の方の長期病欠とか、それからおめでたいことにお子さんができてちょっとお休みなさってる、そういう予測しがたいところまでを手厚くするだけの余裕は我が町にはございません。

それでまた、町立保育園のほうで申し上げますと、町立といいますか、すみれこども園、ひまわり保育園、そういうところの非正規の方というのは時間外とか、それからまた早出というような、そういうところに手当てをして、またそういう働き方であれば協力してもいいと言われる方にお手伝いを願っているんだと、そういうふう聞いております。そのようなことで、なかなか町全体をこれからどのように導いていくか、人件費の問題は非常に大切ではございますが、私たちはこの町にみんな等しく幸せに暮らしたいと思っております。しかしながら、やはり新しいことに果敢に挑戦していかなければ私たちの未来はございません。今の時代に乗っていかなければなら

ないと思います。そういう意味におきまして人件費のことについてあえて一言申し上げて賛成の討論といたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 杉谷議員に申し上げます。町職員の人口構成、1,000人に1人というぐあいに発言されましたが、100人に1人の間違いだと思いますので、訂正をお願いします。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 申しわけございませんでした。訂正いたします。100人に1人でございます。先ほどから議長のお顔色がちょっと悪いなというふうにここから感じておりました。どこ間違ってるのかなと思いましたが、100人に1人ということで訂正させていただきます。終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 9番、細田元教君。

賛成ですね、賛成の意見ですね。

○議員（9番 細田 元教君） 賛成討論を1回させてもらえませんか。

○議長（秦 伊知郎君） どうぞ。

○議員（9番 細田 元教君） この当初予算、これについてはやっぱりちょっと賛成の討論しとかな、私の個人的な意見でさせていただきたいと思います。

2月補正の8,000万を合わせまして14カ月予算で約63億円余りの予算で、本年度のメーンはやっぱり地方創生元年、去年から言っておりますが、やっぱりそこで、その中で地方創生関係、まちづくり関係、里山デザイン大学云々、合せましたらやっぱり約5,300万。

10年前、恐らく9年前振り返りまして、地域振興協議会を立ち上げるこのときの議案が上程されたときも、このように本町の進路、流れというか方向というか、それを決める大きな予算がございまして、町を二分するような議論があった中で地域振興協議会も同じような予算であったと。それがやっと10年目に入って全国を代表するような、やっぱりこれから地域振興区のようなことをつかってまちづくりをせないけんという、今、大きな流れになっております。

このタイミングに今年度の予算、地方創生CCRCから始まって、まちづくり会社、里山デザイン大学を中心としたまちづくりをするという、この14カ月予算63億の中の5億5,000万を使ってこれをまちづくり会社でやると、一つの大きな転換期なんですね。これにこの5億5,000万がどのように生かされるか、あといろいろ本当に心配されて討論されておられました。まちづくり会社、すごくもうけるだねえかと、このような地方創生、まちづくりするのに町がそんなんでもうけるような町だったら、やっぱり私はまずいと思うし、そこの会社の社長は別として事務局長に元役場職員、課長さんが就任されたと、天下りになってもいいのか、言われても覚悟はできてますねと……（発言する者あり）名前は言ってません。（発言する者あり）そのよう

に元職員がなられました。それで、町長に天下りだろう、なっているかという覚悟がありましたけども、私は堂々と……（「お友達と……」と呼ぶ者あり）そうか、お友達とも言われたようですが、私はそこで堂々と自分の持った力量と才能でそれをはね返すような力をここで発揮していただいて、まちづくり会社を成功させていただきたいと思います。そこで、里山デザイン大学とまちづくり会社は一体不二でございます。両輪のようです。そこで一生懸命やられてもともと持ったきねづかでもまちづくり会社を発展させ、それと同時に皆さん方が、反対された方が心配されておられたのは、そこに住んでいる人たちがいかに元気になるか、こういうことも含めた大きなまちづくり会社であり、そういうような方針であると思っております。どうか両輪のごとくこれが進められるよう期待をしております。まず、最初はこの理念から、1年間通してでもいい、徹底して理念を皆さん方にアピールしていただきたい。あとは信念です、あとは執念です。これを……（発言する者あり）地域振興協議会を立ち上げて10年目になってやっと一人前にひとり立ちする。またいろんな施策ができるようになったんじゃないでしょうか。私は、これを期待いたしまして今後の、ことしの当初予算の目玉は地方創生、加速するまちづくり会社であり、里山デザイン大学であるということを町民に堂々と訴えて、私は賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第23号、平成28年度南部町一般会計予算を採決いたします。

賛成、反対の御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。（発言する者あり）静かにしてください。

---

#### 日程第18 議案第24号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第18、議案第24号、平成28年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第24号、

平成28年度南部町国民健康保険事業特別会計予算。

内容は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億4,800万円と定めるものです。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対の意見でございますが、所得が減っている。年金も下がった。払いたくても払えない人がいる。負担軽減を求めるので反対する。

賛成意見ですが、所得が確定し、5月か6月に税率が出るので、そこで討論をすべき。今回は枠取り予算なので反対要素なし。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論ありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾です。議案第24号、平成28年度南部町国民健康保険事業特別会計予算について反対いたします。

先ほど委員長報告で、いわゆる6月ですか、4月からかに本当の出るんで、これは枠取りなんだから反対はしないということだったんですけども、しかし、この国保の当初予算ですので、私はこの予算を見ながら反対するものであります。

反対の理由であります、アベノミクスの施策は失敗。地方での庶民の所得は、生活は破壊されて大変な状況であります。

一般質問で私、国保の問題について取り上げましたが、その中でも言いましたけども、可処分所得は低下しております。特に国保世帯は低所得者が多く、年金世帯は年金の削減、さらに物価の値上がりで払うことも、払えない世帯もあります。

最近、ノーベル経済学者のジョセフという方が消費税増税は消費が落ちて経済活動は一層冷え込む、このように注目に値すべき発言をされております。自民・公明政府は、消費税は社会保障に充てるといって導入のときからこう言ってきました。しかし、税率が上がってもますます社会保障は逆に後退してはおりませんか。このような状況であれば、自治体の総意で一般会計からの繰り入れをして国保世帯の負担を軽減をすべき、このように考えて私は反対するものであります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 9番、細田です。今回の24号でございますが、国保会計でございますが、賛成の立場からさせていただきます。

今年度、この当初予算は15億4,800万の予算で国民健康保険会計を回す。要は、これで医療費やいろんな税源、控除とかをのけても、これをみんなで分かち合うというのは大変なのは事実でございます。あと所得が決まって、あと税率を決めるんですけども、その中でも国保会計は厳しいと。なぜならば、もう基金がゼロなんです。その基金ゼロの中でこれを皆さんのかかっている医療をみんなで負担し合いっこしよう。その中で一般財源入れてということと言われましたが、本当は入れてほしいのやまやまなんですけども、国保世帯は南部町の全世帯の恐らく3割ぐらいだと思います。あとの方は協会けんぽとか共済とか組合とかいろんな保険に入っておられます、現役世代ですね。それらの方はすごく今も保険料を払っておられるんです。一緒に会社もそれと同じ額の保険料を払って、その人やちの国保以外の保険の方は会社が半分、個人が半分で、すごい保険料を払っておられまして、その中からまだ亀尾議員が言っておられた、1万円と言われましたかいね、云々を皆さんから一般会計から入れようといったら、例えば私やちの息子が、また現役世代が今でも給料の中から恐らく二、三十%近くだねえかと思いますが保険料を払った上に、まだ1万円近くを取るような、国保会計以外から取れということは、ちょっとこれはまた至難のわざじゃないかと思ひまして、皆さんの同意が得られないやな気がいたします。それを町の施策でされるというのはまた別ですけども、そういう厳しい状況でありまして、今度の5月の運営協議会、そのころは所得等が全部、収入所得や全部がわかりますので、そこで税率が決まります。そのときに執行部判断でどのようにされるか注視したいと思ひますけども、なるべくならいい会計にさせていただきたいのは私も同じ気持ちでございますが、今回の予算は何だい構わだしたら、総額15億4,800万円をみんなで分けようという内容でございますので、とりあえず大枠はこれなんですけども、これを認めていただきまして、今度の臨時議会あるかどうかはわかりませんが、なくても6月議会できちとした議案されると思ひますので、そのときにもう一度皆さん方と議論したいと思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 反対ですね。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 国保会計には反対です。

具体的にはどういう税率になるかというのは5月になって出ると思ひますけども、基本的な町の姿勢として私は、今後、国民健康保険税が県と一本化になるという話もあるかと思ひますけれども、これだけ国民の生活が苦しくなってきた市町村の国保に対する役割というのが、今ま

でのように税として成り立つためには負担増も仕方がないというには、もう言うておれない状況になってきてるのではないかと思うんですね。そういう意味でいえば、平成28年度、来たるべき国保税については、仮に精算してみんなで平等にといたしますけれども、負担をこれ以上上げるべきではないし、できないところについては一般財源等も考えないといけないという立場なんです。

それで、私は今回、委員会で聞く中で担当課のほうから、来年度からは保険証を郵送したいというふうに提案があったわけです。その費用が含めて148万6,000幾ら上がってるんですね。これは委員会でもなべてお聞きされたように、全員賛成なんですね。暑いときに高齢者がとりに行くというのは非常に大変なので、郵送に踏み切ってくれたことには私はありがたいと思うし、住民も歓迎するところやと思うんですよ。この中でわかったのは、とすれば滞納してる世帯について保険証をどうするかという点ですよ。今までは曲がりなりにも窓口にとりに来るとか、集落で配付するということだったんですけども、役務費として郵送を行うということになれば、なべての国保の加入者に送らないといけないというのが大前提になってきますよね。私は、このときには短期保険証については窓口に来てくれというような態度をとりたいというふうに言うてんですけども、少なくとも私は短期保険証を発行するの反対ですが、従来、滞納者にも1年に1回正規の国保証を発行すべきだと思うのですが、短期保険証1カ月、3カ月、6カ月ありますよね、少なくともこの短期保険証などをでも送るべきだと。でなければ、本来、公共自治体等がする仕事について公平性が保てなくなるという点から、少なくとも国保証を全加入世帯に送るべきだというふうに変えていただきたいと、ここでも意見として出したいと思うんですよ。

きょうの日本海新聞でしたか、出ていましたよね。保険証がなくて死亡した例があったと。残念ながら鳥取県でも1名というふうに書かれていました。もしこうなったらどうなってくるか。国民健康保険証なべて法律では、いわゆる入っている加入者には交付することになっているんです。その代償として短期保険証ないしは資格発行はあるかもしれませんが、出さないということは考えられないというふうに思うわけですよ。そういう意味でいえば、町民の健康を守る立場と納税者の権利ですよ。当然、ないもんは義務を果たせてない者には出したらいけないのだというのは、これは憲法で問われてくることになると思うんです。少なくとも今の国民皆保険制度のもとではどの状況でも保険証を出していくということが、これは町としての責任だと思いますので、そういうふうな対応をしていただきたいということもつけ加えて意見として言うて、反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありませんか。

賛成ですね。

6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山です。賛成の立場から発言をさせていただきます。

保険料が高くて大変だという御意見、反対意見ございました。私たちもやっぱり負担感は結構感じてるのは実際感じております。ですが、今回の予算総額15億何がしかの中で、私も国民健康保険の加入者ですが、保険税として払っている部分というのは2億6,000万円ほどです。国からはそれ以上の2億9,000万ぐらいですか来ていたりということで、かなりの部分がやっぱり私たちの直接的な保険税以外のところから、皆さんにお世話になってこの保険制度が成り立っているという状況です。これが多分、いわゆる中福祉低負担とよく言われる、そういった構造だというふうに思います。高福祉高負担の国があったり、低福祉低負担の国があったり、いろいろあるわけですがけれども、国として現在は中福祉低負担でいこうかということで線が出ているわけですので、それに基づいて組み立てられた今回の予算を根本的なそういう構造を変えていくということであれば、また別の部分でお話をしていけないといけないことだというふうに思いますので、この国民健康保険事業特別会計につきましては非常に妥当な予算だということで、賛成をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに……。

反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私もこの国民健康保険会計というのが大変矛盾に満ちた会計であるということを自治体の研修を通じて深く感じてきました。滋賀でやる、私が行きましたのは社会福祉制度の基本講座というところで、社会福祉の考え方について基礎の基礎を学んできたんですけども、結局、国民が健康で文化的な生活を安定的に維持できるというのが……（サイレン吹鳴）この国民健康保険制度が、国民が安心してこの制度に乗っておれば将来に大きな不安を抱えずに生活していけるという制度にしていかなければならないという大目的があるんですよ。そこから見て、今の現状の矛盾をどう捉えるかというところで、これに対する考え方が変わってくるんだと思いますけれども、私は、よりよくしていくという立場を常に持ち続けなければ現状に甘んじるしかないわけですし、今の町民の国保に加入しておられる被保険者の実情を考えれば、この現状に甘んじることはできないし、これを前向きに改革していくという立場が何としても必要だということを主張いたしまして、この根本原因は国の支援が歴史的にどんどん削られてきたというところに対して、国がどれだけ責任を果たすかということ自治体がしっかり持った上で議

論をしないと話が間違っていくと思っております、そういうことを前向きに改革していくということを常に町の国保でも考えていくべきだということを主張いたしまして反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論……。

賛成ですね。

1 番、白川立真君。

○議員（1 番 白川 立真君） 1 番、白川です。先ほど植田議員から矛盾に満ちた制度であるという部分については私も御一緒できる、この部分はですね。少し簡単に賛成討論をさせていただきますけども、私、お得意の国保年表をひもといってみますと、1960年前後に整備されました国民健康保険制度は、当初は自営業者や農業者などの医療保険制度として発足したそうです。しかし、その後の産業構造の変化や高齢化の進展に伴って、加入者層は年金者生活者や低収入の方の割合が半数近くを占める構造になってきています。

また、加入者1人当たりの医療費支出も高く、2010年では他の保険加入者の約2倍であったと報告されています。つまり、国保が抱える保険料の高額の問題、それにかかわる滞納の問題、超高齢化を背景にした医療費支出の増加の問題は、全て国保の構造や制度に問題があると考えております。よって、南部町のような自治体だけで何とかなるような問題ではないというふうに思っております。

1点、私の所管として国保中央会というのがありまして、その中央会が要望しています全ての公的保険の一本化になることが一番の解決策ではないかと考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第24号、平成28年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

賛成、反対の御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長の報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

---

#### 日程第19 議案第25号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第19、議案第25号、平成28年度南部町後期高齢者医療特別会

計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第25号、平成28年度南部町後期高齢者医療特別会計予算。

内容は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,960万円と定めるものです。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、毎回言ってるが、年金引き下げ、お年寄りの差別と思う。差別撤廃の立場から反対。

賛成の意見ですが、線引き差別は前から言っておられるが、それが当たらないようになっているので賛成。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾です。議案第25号、後期高齢者医療特別会計予算に反対する立場から討論いたします。

まず、委員長報告でありましたが、私、毎回言うんですけども、これ同じ地域の保険制度なんですけど、国保と地域の分ですね。これは年寄りだけをまた別額、いわゆる75歳以上を別な体制にするということは、まさにこれは差別に値すると、このように考えて毎年言うんですけども、そこで後期高齢者の方、ほとんどは年金生活の方であります。

自民党、安倍首相は年金支給額を年次的に削減する、このような方針で進んでおります。歴代の内閣では最低最悪の内閣です。私は、やはりここについては厳しく批判すべきだと思います。人は高齢になるほど体調を悪くして医療機関にかかる機会がふえるものであります。その医療費の負担を年齢にこだわらずみんなで負担をしていく、いわゆるこの時代まで、この年齢になるまで国のために、発展のために尽くされた方、特に戦後間もない時代にあの苦しい時代をこまで発展させた、経済大国だと言われるこの国にされたと言いながら、経済大国といいながら社会保障はだんだん悪くなっていく。そして、所得税以外に消費税という、全く所得のない人まで負担をかける、いわゆる子供ですね。そういうことをやって、導入のときから、国保でも言いまし

たが、社会保障の充実のためにやると言ってきたんですが、何でしょうか、これは。まさに弱者から金をむしり取り、そしてそのお金を取った分、そのお金をどこにつるか、大半は大企業への減税に回してるんじゃないですか。まさに庶民はどうでもいい、大金持ちは優遇する、このような安倍内閣、まさに私は憤りを感じます。そのようなことから、やはり一部の方、高齢者だけの医療費を高齢者の方に押しつける、そのようなことはやるべきでない。このことから私は反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 議案第25号、後期高齢者医療特別会計ですが、賛成の立場から討論させていただきますが、確かに鳥取県の場合は医療費が去年まで毎回3%ぐらい医療費伸びてましたが、今回1.5%ぐらいに抑えられたようでございます。

それと、高齢者が人口がまた二、三%減っておりまして、医療費が上がる、高齢者が下がる、それで負担はふえるというあんばいですが、これが余りよろしくないということで後期高齢についてはたしか8,600万だったかな、基金がありまして、基金を崩しまして前年度よりも保険料は若干ですけども下がる保険料になっておりまして、確かに高齢になればお医者さんとのつき合いが大変長くなりますし、仲よくもなる時期になってますが、そういう中で基金がある間はそれを使って皆さん方に負担がかからないように今回なっておりまして、今回はそのような予算立てになっておりますので、賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第25号、平成28年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

---

#### 日程第20 議案第26号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第20、議案第26号、平成28年度南部町墓苑事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

- 予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第26号、平成28年度南部町墓苑事業特別会計予算。

内容は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ273万円と定め、主なものは一般管理費、償還金です。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

- 議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第26号、平成28年度南部町墓苑事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

ここで休憩をとりたいと思います。再開は午後1時からいたします。

午前11時43分休憩

午後 1時00分再開

- 議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

午前中に引き続き会を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

---

#### 日程第21 議案第27号

- 議長（秦 伊知郎君） 日程第21、議案第27号、平成28年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

- 予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第27号、

平成28年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算。

内容は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ175万円と定め、主なものは一般管理費と償還金であります。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対の意見でございますが、今しないといけないことをする対策をたらい回し。税務課ではなくて、行き場がなければ総務ですべき。

賛成の意見ですが、28年度は残った人の償還の予算。あとの未収金など、国に関する問題は認識しておられるので、今回は賛成。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第27号の平成28年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算に反対します。

今回の予算は、この特別会計はもう償還のみだということで、償還の見込み額が145万5,000円、28年度償還の残は523万2,000円、滞納総額がこれまでに25人、8,571万7,506円という説明がありました。そして、近々の今の27年度の現年度分が479万6,686円が入ってくることにに対して償還されてるのが193万5,542円、50%にも満たない償還額だと。現年度分でも27年度現年度分は未償還額が286万1,144円、このような形で滞納がふえていくという実態がありました。

委員会では、担当の税務課に滞納状況の一覧と、詳しい住宅新築貸し付けの徴収実績という書類を出していただきました。私は、これまで例えば回収の方法、いわゆる納付してもらうのを条例で書いているのではなくて、毎月したらどうかという提案等もさせてもらったことがあるのですが、今回出された資料では各滞納世帯に対してそれなりの条件がありながらも毎月納付書を配付する等、担当課でも努力なさっている。これは教育委員会のときも同じだったんですけども、滞納についてはさまざまな手を尽くして納付書発行してるという状況もよくわかりました。そういうところから見ると、この滞納がふえてくる現状と現年度分でも50%しか徴収できないというのは、徴収方法に問題があるとか、そういうものではないということが明らかだと思えます。

今回も提案させてもらったのですが、個別に課題を明らかにしながら各滞納世帯の対策を立て

ることが求められているのではないか。これは先に確かに徴収をしていくことが求められるのですが、その徴収に応じていただけるような土台がなければ、幾らこういう手を打ってもなかなか難しいということも明らかではないかと思うんです。

そういう意味でいえば、どういう対策とっているか。例えば地域改善対策の推進として全国町村会が27年7月に出したように要望なさっている、もう当事者が死亡なさってるようなところについては国が全部責任持つ、これを急がせること。それだけではなく、生活保護世帯になってるところは猶予ではなく、それを国の責任で住居費手当として出していただいて、返還してもらおうというようなことも国に求めていくようなことが具体的に必要になっていくのではないかというふうに思うわけなんです。

それで、町の全体としての姿勢ですが、はっきり言ってこの会計は、教育委員会だったり町民生活課であったり、どちらかというところと回されてきた仕事ではなかったかと思うんですね。今回の総務課長が説明なさったことについては、これはいけなくてといって税務課になったわけですけども、中身を見れば徴収だけして済む問題ではないということを考えれば、全体的な対策とっていくのであれば、私は、税務課よりも総務課等に所管を持って行って、根本的な解決図っていくということが求められてくると思うのです。そういう意味でいえば、今回の分、滞納額の8,571万の回収方法、それぞれの世帯が抱えてる状況についての具体的な対策をとっていくことが求められるような対策がとれていないというところでの反対です。それで、少なくともお金を集めるのが税務課で、そこだけ徴収すればいいという問題ではないということを指摘して反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 3番、米澤でございます。私は、平成28年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算に賛成の立場から討論いたします。

平成28年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ175万円の予算でございます。

先ほど反対議員のほうからも話がありましたけれども、この事業は同和地区の地域改善対策の一環といたしまして国が地方公共団体に銀行の肩がわりをさせたといっても過言ではございません。国にも事情があったでしょうが、国の責任は重いものであり、執行部は国にしっかりと意見を上げていただきたいということを1つ申し添えておきます。

今、反対討論でるありましたけれども、現年度分、確かに収納率が悪いです。ただ、そうは

いいましても執行部のほうは、現年度分にいたしましても恐らく返済者と話しをしながら分納という形をとっているものと思っておりますし、また滞納者につきましては先ほど来ありましたように税務課から出されました滞納者の徴収実績、それから滞納者状況一覧表でも明らかなように滞納者のうち19名の方が額の大小にかかわらず一生懸命分納で返済をされております。全くの未納者は6名でございます、これが例えば借り受け人の死亡、それに伴った相続に関しましては相続人が相続放棄をしているという状態でございますし、それから借り受け人が生活保護を受けておられると、これ2名いらっしゃいましたし、そのほかには所在不明とか徴収が非常に困るという方々でございます。

先ほど反対議員の方もおっしゃいましたけれども、確かに生活保護の方なんかは、やはり国のほうで何らかの処置をしていただくというのは私も賛成でございます。ただ、そうはいいまして、今は税務課ですか、徴収でございますので、これを見ても明らかなように、職員は一生懸命徴収の努力をしてるというのが感じられます。

以上のことから、私は、執行部が一生懸命努力してるということでございますので、賛成すべきと考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第27号、平成28年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算を採決いたします。

賛成、反対ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長の報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

---

## 日程第22 議案第28号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第22、議案第28号、平成28年度南部町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第28号、平成28年度南部町農業集落排水事業特別会計予算。

内容は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,770万円と定め、主なものは一般管理事務

費、維持管理費、償還金などです。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対の理由でございますが、加入者負担金と使用料の軽減を求めるので反対。

賛成意見でございますが、高齢化などの世帯が多いが、接続率が上がっているので賛成。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 農業集落排水事業特別会計の予算に反対の立場で討論いたします。

この特別会計は接続率が、平成26年度からの資料を提出していただいておまして、86.0%が26年度で、27年度がそれに0.3%接続率が向上いたしまして、28年度目標としてはこの0.3%を上乗せして86.6という目標が設定されておりますが、高齢化の影響でなかなか伸びが期待できないというのが現状だということを聞いております。高齢化でその跡継ぎ、家の後継者といえますか、そういう方がおられない世帯で接続率をふやしていくというのは非常に現実問題として難しい課題があるわけですが、接続率を伸ばしていくことがこの会計を改善していく上でも求められているわけですね。そういうことから考えますと、何らかのこの加入率を向上するために有効な施策が求められているのは明らかではないかと思うわけでありまして、私が一貫して提案しております住宅リフォーム助成制度などの制度をつくり、こういう難しい課題を前進させていくということが求められているのではないのでしょうか。

そして、加入金が高額であるということは実態としてあるのではないかとということで、この加入金の高さも接続率の向上に障害となっているということから、何らかの軽減策が求められているということで反対をするものでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、三嶋義文君。

○議員（2番 三嶋 義文君） 2番、三嶋でございます。私は、この議案について賛成の立場で討論したいと思います。

この予算は、全体の経費が2億4,000万かかっております。そのうちの約半分1億1,700万円が一般会計からの繰り入れで収支のバランスが保たれているという中身であります。

先ほど反対意見の方がおっしゃいましたけれども、大体にもう接続率も頭打ちになってきておりまして、高齢者の方でももう見合わせるわというお方がたくさんいらっしゃるというふうに聞いていますし、分担金につきましても、これは事業実施の段階からそれぞれの家庭が分割なりという形で総額払ってきておられますので、加入金という形で1回で払うことになるわけですが、従来から払ってきておられる分担金方式のものと同額というものをこのとき、今、変更するには、なかなか以前の方との調和、整合性とれないだろうというふうに思います。

それから、以前もおっしゃられましたけれども、負担軽減を図れというような御意見も委員会の中でもありましたけれども、この収支のバランスを見る限り、本当に一般会計からの1億1,700万の繰り入れがなければ運営できないというような大きな額が入っています。実質上、使用料で町のほうに入っておりますのが、1億1,700万に満たない7,000万が使用料で入っております。結局は、みんなで負担しております使用料というのは総費用から見ますと3分の1になるわけです。そういった中で、町はしっかりと皆さんの負担を大きくしないために、半額の繰り入れをして負担軽減に努めているという努力が十分に見えるというふうに思っています。

年々に人口が減少して使用料も減ってくる、そうした、ましてや子育て支援という一環でゼロ歳児の使用料を免除するというような厳しい財政予算の中でも、こういった施策も打っておられますし、努力の部分では汚泥の減容化ということにも努めてもらっております。本当に厳しい予算編成でなかったかというふうに拝察します。私は、こうした踏ん張り予算についてぜひとも賛成すべきという立場で討論させていただきました。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第28号、平成28年度南部町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

賛成、反対の御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長の報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

---

### 日程第23 議案第29号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第23、議案第29号、平成28年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第29号、平成28年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算。

内容は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,199万円と定め、主なものは一般管理費、浄化槽建設費、償還金などです。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見、賛成意見ですが、議案第28号と同じです。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾です。議案第29号、南部町浄化槽整備事業特別会計の予算について反対いたします。

反対意見は28号とほぼ同じなんですけど、私は、分担金、それから使用料の引き下げをぜひやるべきだというぐあいに思うわけです。というのは、これはやっぱり自然環境を保護する、いわゆる水路ですね、河川の浄化、そしてそれが広くいえばため池だとか、あるいは海のほうへ返るといふそういう状況ですから、環境保全のために積極的にやっぱり協力していただく、このことを考えればやはり負担を軽減すること、このことはやっぱり早急にやるべきだという考えをしておりますので、ということから反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 2番、三鴨でございます。私は、この議案について賛成の立場で討論させていただきます。

やっぱり負担軽減をという反対の御意見がありましたけれども、これも浄化槽会計は総事業費が6,100万のうちの3,100万が一般会計からの繰り入れで収支のバランスが保たれているという厳しい会計でございます。その中でも接続率が68.1%というようなことで、これも伸ばしたいところなんですけれども、担当課としてはアンケート調査などをやって加入促進に努めておられます。今年度の計画は10基を設置するという目標でありますし、ぜひ負担軽減というふうなお話には、半額も一般会計から繰り入れしていただいている、しっかり町としては皆さ

ん方の負担は最低限に抑えられているというふうに私は理解しますので、賛成すべきと考えます。  
以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第29号、平成28年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算を採決いたします。  
賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。  
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

---

#### 日程第24 議案第30号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第24、議案第30号、平成28年度南部町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第30号、平成28年度南部町公共下水道事業特別会計予算。

内容は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,351万円と定め、主なものは一般管理費、維持管理費、汚泥処理費、償還金であります。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見、賛成意見でございますが、議案第28号と同じです。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾です。この南部町公共下水道事業特別会計予算ですが、これやっぱり下水関係3本ありますね、28、29と、そしてこの30号ですが、意見としては28号、29号と同じ考えを持っておりますので、それを意見を併用して反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 2番、三鴨でございます。私は、この議案に賛成する立場で討論いたします。

先ほどの農業集落排水と浄化槽と同じような考えでありまして、公共下水道につきましても1億9,300万のうちの7,560万というような一般会計からの繰入金があって収支のバランスが保たれております。

負担軽減ということをおっしゃられますけれども、仮に使用料を皆さん方の負担を抑えるために安くしたところで、結局、その収支バランスを保つために一般会計からの繰り入れを多くして収支のバランスを保つということになろうかと思えます。一般会計から入れるということは、本当に町民、皆さん全員に影響する、一般会計のほうにしわ寄せが行くということで、もうこれ以上、どんどん繰り入れをふやすべきではないというふうに思えます。これだけの繰り入れをしていただいて、町のほうも負担をできるだけ少なくという努力をしていただいております。接続率も93%と結構頭打ちのところはある状況ですけれども、厳しい会計予算の中で努力していただきたいというふうに思ひまして、この公共下水道会計予算について賛成したいと考えます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第30号、平成28年度南部町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。賛成、反対の意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

---

#### 日程第25 議案第31号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第25、議案第31号、平成28年度南部町太陽光発電事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第31号、平成28年度南部町太陽光発電事業特別会計予算。

内容は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,840万円と定め、主なものは維持管理費、環境対策費、償還金であります。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、唐突過ぎる。説明不十分。地産地消、コスト削減の問題。全くの商業ペース。活性化ではない。第三セクターの設立の問題、リスクの問題、随契はあり得ない。公募をすべきなどで反対。

賛成の意見でございますが、電力の地産地消、利益が水道会計に。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論ありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の議案第31号、平成28年度南部町太陽光発電事業特別会計予算に反対します。

私たちは、太陽光発電の特別会計ができてきたときから、この太陽光発電の特別会計には賛成をしてきました。

今回、反対する理由は、なんぶPOWERに400万を出資する、この件についてです。

初日の議案が上程されて質疑の中で、私は、町長に第三セクター等をつくっていくのであれば、少なくともあの中身について本当にこれが住民の利益に合うのかどうかも含めて公平性保つ立場から、プロポーザルないしは入札制度を使ったらどうかということについて意見を言ってきました。

委員会の中では、今回会期中にでしたっけ、2回、当の該当する会社の方々も来られて意見を聴取し、私たちも質問をしてきたところです。

賛成意見の方は、これが地産地消でこの利益が、配当金が水道会計に行くから賛成するんだという方、大半占めたわけなんです。

私は、反対の理由として、1つは、第三セクター設立についての経過と説明についての町の責任の問題と、もう二つ目には、果たしてこの電力会社が住民や町が願っているような地産地消で、コスト削減で、ひいては電源を持ってるという南部町の雇用と活性化につながっていくのかと、こういう点での検証が要ると思うんです。

私は、後のほうから入りたいと思うんですけども、今までにこのなんぶPOWERと一緒に取り組みたいと言っている美保と、それからパシフィックパワーが提案されてきた中身が、本当に住民が願っているような地産地消やコスト削減、地元活性化の案になっているのかという点です。

よね。

1 つについては地産地消が大きな目的で、地元で電源あるのを有効に活用していくのだというふうにおっしゃいました。なるほど、私たちも多額のお金を使ってあのソーラーをつくるときに、住民の中に賛否両論、私たちのもとにも寄せられました。

私たちも協議の結果、あの東北での震災と原発被害を受けた多くの国民は、原発に頼らないエネルギーを求めているという点で、なかなか個人では達し得ないようなメガソーラーですよ、そういうことに、町がすることに住民は希望を抱くのではないかという点ですよ。そういう点で私たちは賛成をしてきました。

同時に、県の小水力発電が賀祥ダムの下にできたときも、非常に喜ばしいことで感動したことを覚えています。小水力発電やこの太陽光で一体、町内の世帯のどれぐらいの家庭が地元の電源で生活をしていくことができるのか、約700軒ですよ。住民世帯の約4分の1か5分の1の世帯の電気を消費、賄うことができると聞いて私たちも胸躍ったものなんです。そういうふうにして総括原価方式で来られたこれまでの電力会社と電力のあり方から、電力が自由化になって地元で新たな電力会社ができ、地産地消の電気が要ることについては、私は賛成をしたいと思っているんです。多くの方々もそうだと思うんです。

ところが、今回、地産地消でいくのだといったんですけれども、提案されてきた中身を見たら、今後、2020年、これから5年、6年後にほぼいろんな準備ができた段階でも地元の電源調達費というのが総額1,943万2,372円という数字なんです。当初はもっとひどかったです。100万ちょっとでしたよね。それで、白川議員の指摘によって地元電力を1,500キロワットにした場合、2020年、5年、6年後には1,943万まで買いますよと言ったんですよ。でも、皆さんの手元に予算書があるからわかると思いますが、南部町のメガソーラー、1年間で6,000万近くのお金を上げてきているんです。この3分の1にも満たない額しか買わないわけなんです。それどころか驚いたのは、企画開発課に出していただきました売電の電力料の内訳、見せていただきました。企画課のほうでは中国電力に売ると同時に、オリックスにも売っているわけですよ。単価は、中国電力のキロワットアワー当たり40円に対してオリックスは41円です。この1円の差ってすごく大きいんですよ、入ってくる量も。こういう売り方をしていて、例えば平成27年度には3月期はまだ出ていませんが、総額で売電金額が6,671万という数字がはじき出されているわけなんです。

一番の疑問はこれでした。どうして地産地消と言いながら、地元で電源のあるものを有効に使えないのか。50%買うと言いながら、2,000万にしか過ぎないのか。この問題が頭から離

れませんでした。

会社からの指摘は、うちの町のメガソーラーだけではありません。絹屋のドリームソーラーです、ね、1.24メガ。それから、県営住宅跡地のノーリツ発電所、馬佐良の米子八王子工業の電源、円山団地、賀祥ダム小水力発電、これは全部合わせると南部町の持っている2.5倍になる数字になるわけですよ。これ半分買うだけでもすごい金額になるわけです。でも、それを買わないで2,000万近くに終わっているという問題。どうするかというと、中国電力から卸値で買ってきて、それを売電するという計画なんですよ。この時点で地産地消と言いながら、本当にせっかく住民の貴重なお金を使いながらつくった電源が生かされているのかという点での疑問が1つなんです。

2つ目には、コスト削減です。コスト削減で公共施設に電源を回したい、このように言いました。ところが、どなたかの発言にもあったように、電力会社は負荷率の低いところを集めてきて利益を売る。そうなんです、利幅が狭いですからね。そうしなければ利益が上がらないわけなんです。だとすると、公共施設を見た場合、一番いいのは小学校とか中学校なんです。割の悪いのは西伯病院、緑水園、それからしあわせ、こういうところは光熱水費を下げたくて、経営が大変ですからね。そこのところにはこの電力会社の恩恵が受けられない。この時点で電力会社の商売としてやるところと、うちの町がコスト削減に使いたいというところでも矛盾が出てくるのではないかと。ここで歩み寄れるのではないかとということも含めて質問しましたが、その点については負荷率の低いところについては取り扱わないわけなんです。

もう1点でいえば、地産地消で、議員の中には41円のオリックスも買って0.3円上げるんだと言ったんですが、そうじゃなかったんですよ。どうぞ、41円をオリックスに買ってもらってください。新しい会社が払うのは40円だけだったんですよ。これでは、町とすれば自分の財産使って最大の利益上げていくという電源持って、新しく電力会社がだんだんできるときに、より高く買ってくれるところに売ったほうが住民の利益を守ることになるんじゃないでしょうか。新しい会社がそのような立場に立ってくれるのであれば、住民の利益は守ることになったと思うんです。

先ほどの公共施設について言えば、電力の自由化になってきます。中国電力より明らかに安い電気が入ってくるんです。それは中海も入ってきますよね。そのときに例えば今やっている鳥取県の東部では公共施設を新しい電力会社に求めています。米子も求めています。であれば、コスト削減するのであれば、その時点で一番安いところから求めるのが一番いい方法ではないですか。新しい会社では、このコスト削減の利幅をどれだけ見ているかというと、たったの310万です。

これでは新しい会社をつくってもコスト削減につながるという保証はないのではないかという問題です。

3つ目には、どこの電力会社も自治体がつくるときに最大の課題は、中山間地域が疲弊していて、電力会社をつくることによって地域の活性化につながるか。雇用、それから例えば資材を買うとか、そういうことにつながるか。残念ながら、そのこともお聞きしましたが、今度の会社は利益の受注調整、経營業務の外部委託費で1キロワットアワー当たり2円を取って、2020年には2,359万円という委託費を今のパシフィックパワーに出すという、こういう内容なんですよ。

例えば群馬県の中之条町、それから福岡県のみやま市でどういうことやってるかということ、資本比率も違うのですが、少なくとも自分の町に営業所を置いてそこに職員を雇ってやってるわけです。自前でやっている屋久島なんかは水力発電ですよ。そこでは町と一緒にお金出して、その検針員から含めて全て雇用しながらやってるわけですよ。これ雇用につながるわけですよ。

だとすれば、うちの町ではこの委託費に持っていくお金の幾らかでも地元に使えないかという問題ですね。ひいて見れば、ここで見れば、せめて事務所賃借料の60万が地元落ちるのかなという点で、もっと書いてあるのは、自分たちが全部しますから人件費なんか要りませんよと書いてあるわけなんです。こういう3点から見た場合に、眠って聞いていらっしゃいますけれども、本当にこの会社をつくることによって地産地消、コスト削減、地元活性化等につながる内容かといえば疑問が大きいと言わざるを得ませんか、少なくとももっとほかの会社の提案を見てからでも遅くないと言える内容ではないでしょうか。この点を指摘しておいて、私は、次の第三セクターの問題に入りたいと思うんです。第三セクターをつくり、水道料金にお金を出していく。一体、幾らお金行くんだらう。当初、一体、もうかったお金はどういうふうに配分するんですかと聞きました。

そしたら、会社の側の方は、配当金は全て町にとおっしゃいました。どこにもそんなこと書いていない。町長は、そんなことできませんと言っていますが。その配当金も外部委託費が2,359万払う中でどれだけになるかって、707万。これも計算し直してきてもらおうと、太陽光とか再生エネルギーを扱えば扱うほど利益が下がっていく、そういう内容でした。そういう内容でした。それで707万が来て、これを出資割合の4割ですね、1,000万のうち400万、町が出すと言ってるんですから、ここで見たら約280万合ってきますね。水道課のほうに説明された約200万ぐらいだと、約200万ぐらいが配当として入ってくるとおっしゃったんですか、町長。その金額、当たってますよね。それくらいなんですよ。

私は、もってのほかだと思いましたのは、水道というのは町民の命を守るところに、果たして配当金を持ってきて経営を賄う、このやり方が地方自治体としていいのかどうか。こんなのは町の考え方次第で、200万を持ってこようと思ったら一般会計つぎ込めば済むことではないか。率直な疑問なんです、笑っていらっしゃいますが。そういうことを考えた場合、これは水道料金に持ってくるといっても、余り中身として褒められるものではない。200万入るからいいなどというものではない。もっと有効な使い方があるという点を私は指摘したいと思うんですけどね。そういう内容を含んだ第三セクターの会社を町は提案してきたわけです。町長、覚えていらっしゃいますか。

この話を一番最初に聞いたのは、この議会の始まる、本会議の始まる全協のたったの1時間なんです。そのときに一番大事な町が出資する会社をつくりたいということと、電力会社をつくりたいということ、2つ説明するのですが、ほとんど会社の役員に説明させて、町長がみずから第三セクターをつくることについての町の姿勢とか意義とか責任問題とかリスクを説明なさらなかったんですよ。そこで400万の出資割合はどうかということも協議になりましたが、甚だ話にならないのは、第三セクターをつくることの意義、町がどのような理念でつくっていくのかということがなかったからなんです。

私は、一体、町が第三セクターつくるときに、どっかの国からの指標はないかということ、国は平成26年の8月に総務省の自治財政局長が第三セクターの経営健全化等に関する指針の策定について、こういうのを示していました。そこについては項目として、設立に当たって注意することをわざわざ設けて書いています。

どのように書いているか。これは前回も植田議員、読み上げていましたが、事業そのものの地域における意義や必要性、収支等の見通し、費用対効果について検討を行い、三セク以外の事業手法も含めて具体的に比較を行うことが重要として、具体的には外部の専門家の意見聴取をしたほうがいい。

それから、客観性、専門性の確保に特に留意した上で、将来予測や事業計画の策定をすべきだと、収支のつじつま合わせだけは行うべきではない。

それと同時に、法的責任と財政負担の範囲を明確にすること。特に公的支援とは何かということについて明確に書いてあるんですよ。ここには、地方自治体は、出資金以外の責任を負わないことを明確に相手と契約すべきだと、こういうふうに書いてあるんです。そのことに対して町長は一言も説明なさらない。議会でもそうですが、これを聞いた住民はリスクの問題を当然心配するのではないのでしょうか。

そういう点から見ても、私は、出資の点についても、4割で町長は、初日の議会で町長が、自分になるのではないかと言いましたが、5割以下では首長は社長になるどころか役員になることもできない。そうですね、入れない。何があるかという、特別決議の拒否権があるだけだ。

特別決議とは何か。定款の変更とか、その会社の確かに大事なことですけども、日ごろの収支等についてのことについては何ら権限がないわけなんですよ。そういうことを4割でもって拒否権があるからいいのだといっても説明にならない、このことも不十分だと言わなければならないと思うんです。

そして、10月に業者と話が出て地元の民間の会社にアンケートをしている、その段階でも議会に説明がない。出資割合も話したと思うが、そのことについても議会に説明がない。当日出してきた予算と一緒にこれ認めよというのは余りにも無責任な姿勢だと指摘をしないといけないと思うんです。

そして、住民が一番納得いかないのは、設立するときにパートナーとなる会社が、今後この会社が続く限り、その会社の出資者であるパシフィックパワーが業務委託契約を結んで、この仕事を独占するということなんです。利幅が少ない、もうけが700万、外部委託費が2,300万と言っていますがもっとあり、2,700万ぐらいこの会社に行くのですが、そういうことを結ぶときに例えば泉佐野市が自分たちの泉佐野電力をつくるときにどうしたかという、実は自分たちは地産地消でやりたいから、自治体ではそういうノウハウがないので、経営を一緒にしてくれるパートナーが欲しいといって公募しました。そのパートナー及びそのパートナーには業務提携をするから、これはプロポーザルで公開したということなんですよ。これが当然ではないでしょうか。そのこともなさらないで、あげくの果てには、きのうの全員協議会では、副町長はどうしてプロポーザルをしないのか、入札しないのか、どう言われましたか。信頼できる相手でないとは結べない。こういうことを言い出したら、信頼できる相手やなかったらいけないから入札してもだめで全部随意契約ということになるんじゃないですか。坂本商店とか陶山商店で、あなたが会社の社長で自分の資本を持っていて相手を選ぶならともかく、あなた方は公共自治体の首長なんです。公共自治体の首長だからこそ地方自治法や財政法で公平性を担保するために、契約を結ぶときには入札等が大前提としてあるのではないのでしょうか。あなた方が今の会社を信頼していることはよくわかりました。

でも、その公平性を保つ意味からも、今回仮に賛成多数で400万の出資が決まるとは思いますが、町長は10月までに十分考える余地もあるとおっしゃいました。その点でいえば、住民に説明するためにもプロポーザル等で、何らかの形で再度、地産地消、コスト削減、地元活性化に

ついて自分たちの計画をまず明らかにして、そこと一緒に組めるパートナーないか、こういう方法でプロポーザル等やって取り組むべきだと。笑い事ではありません。あなた方のやっていることは地方自治法でもそうだし、財務規則からも違反してると指摘しなければいけないと思うんです。本当に自信があって地産地消というのであれば、広く公募して意見を聞くべきではないでしょうか。最小の経費で最大の効果上げていく、これは地方自治法に言われている公共自治体の本来の仕事です。私は、首長にはその責任があると思います。年間5,000万、6,000万の電力をつくるあのメガソーラーは、あなた1人のものではありません。それを有効に使い、公共施設や町内の個々の家に安い電力が行くように、そして個々の世帯が町の施策でつくってきた屋根の上に載っている町民のソーラーからもそれを買って還元することができる、このような本来の地産地消の電力会社をともに目指していくのであれば話は別です。少なくとも私は、そういう提案する会社があるだろうし、なければしばらく待てばいい。発送電分離の点からさまざまな提案なさってくる業者がこれからも出てくると思うんです。決して急ぐことではない。もとに戻って考えるべきだというふうに指摘して反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山でございます。私は、この予算、賛成の立場から発言をさせていただきます。

まず、太陽光発電の会計ですが、5,800万円余りの売電収入を得て、そして歳出の中で積立金が3,300万余り、一般会計の繰り出しが240万余り、そして今回争点になっております出資のために再生可能エネルギーの地産地消推進事業で400万という、3,950万円あたりの金額を、償還がまだ本格的に始まってないということもありますが、多額の金額を生み出して町にプラスに働いているこの事業でございますので、その点からも反対すべきところではないというふうに考えます。

そして、先ほど反対者の方からこの再生可能のエネルギーの地産地消の事業400万円の出資について主に反対ということございました。中身を伺わせていただいておりますが、恩恵を受けられないような役場の施設がある、そして町内で全ての発電料を買わないと、大きくこの2点から反対を口頭でされてたわけです。

では、一部分、その恩恵を受けられないような施設があったり、買い取られないような発電施設があったりするのです、全ての利益をみすみす逃すのかということになるのかというふうに思います。私は、そういった一部分のことで全体の利益を逃してしまうということは非常にまずいと

いうふうに考えるわけです。多少修正が入りましたが、このパシフィックパワーから出されておりますシミュレーション、企業としての営業利益、そして公共の電力料金の削減額、それと同じく民間企業とか民家の削減額、それと売電のときに中国電力に売る金額よりも若干高目に売れるというプレミアム額、こういうものを合わせると大体に2,000万円ぐらいの金額が町内に残ってくると。全く取り組まなければこういったものは全く発生しないので、全て中国電力に行く。少なくとも町外、県外に出てしまう額です。この事業に取り組んでこそ初めてこの2,000万円というものが私たちの町の中にとどまってくれるわけです。そして、その中の多くが企業であったり民間の住宅であったりという町民の皆さんに直接的に恩恵を与えますし、出ました利益、町のほうに入ってくるものは、また町の施策の財源として少しぐると回りますけれども、やはり町民の皆さんに利益を与えることになろうかというふうに考えます。

反対の中で提案してきたプロポーザルの提案企業との問題を提議をされました。泉佐野というお話もありましたが、比較対象ですね。一般的な例えば道路をつけるとかというところで、1から10まで発注する自治体が企画立案から、設計から評価あたりまで全てのをやる能力があって、きちんと計画をつくった段階で安い値段を出してくださいねといったような、そういった発注ができるのであればいいんですけれども、こういう新しいことを提案内容をまとめて売り込みをかけてこられるものに関しては、じゃあ、南部町役場で発電事業者の事業の組み立てがAとBとどちらがすぐれているのか、どっちが妥当なのかといったような判断もちょっとこれ、できかねる話だというふうに思います。

それと、提案型のもので、その案だけをいただいて、じゃあ、値段だけで競争してもらいますといったようなことをしたとします。そうすれば、すぐれた案を考案して売り込みをかけられるような企業は、もう南部町からアイデアだけとられてもとのもくあみになってしまうから、あそこちょっとまずいよといったような、そういったことにもなりかねないわけです。特に役場としてそういった企画立案をしたり評価をしたりする機能が弱ければ弱いほど、そういう南部町という烙印を押されてしまうと、私たちにとってはデメリット以外の何物でもないというふうに考えます。

それと、もう少しじっくり待ったほうがいいじゃないかという御意見もあります。メガソーラーの時点でもそうでしたけれども、42円で買っていただける時期を逃すと買い取り価格がうんと下がります。下がって損をするのは最終的な恩恵者である町民の皆さんになるわけです。今回も事業の組み立てとしてできるだけ皆さんの御家庭に御利用いただいて、そこから出た利益をさらにまた町政に生かしていくというのがこの事業の組み立てですが、今でも私のスマホ、皆さ

んのスマホにもどんどん電力自由化で電気を買いませんかという、そういった御案内が入ってきてると思います。もう既に民間企業、どんどん営業活動を始めてますので、そういった企業が入り込んでしまった後でこれを実際にやろうと思っても、まずできないという可能性というのが非常に高い、事業として成り立たないという可能性が高いわけです。ですので、この時期の利益というものも逃さずに、最終的に町民の皆さんの利益になるということを考えた上での決断をすべきだと。そういった視点からすれば今回の議案というのは非常に理にかなった提案だというふう考えて賛成をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） このなんぶPOWERについてですけれども、景山議員は随分焦って、今回の提案が時期を逃すと利益を損なうような言われ方をしておりますけど、私は、そういうものではないと思ってます。なぜならば、一般会計の中でも言いましたけれども、負荷率の低い需要家とどれだけ契約が結べるかというのがこの利益の源泉になっているんですね。

今回の提案企業は、地方自治体と組めば圧倒的な信用力によって相当な契約を優先的に結べる。自治体の持っている売り先、これが一つは独占できるということ、そして誘致企業に有利な契約が結べるということが一つ自治体にビジネスパートナーとして売り込んでくるということの大きな背景にあると思うんです。

それで、新電力会社というのはそういう負荷率の低い業者をどれだけ取り込むかというシェア競争が最終的に優劣を決めていくんですね。ですから、そこをどれだけシェアを占めるかによって競争力が決まってしまうんですね。

何で急ぐ必要がないかということ、太陽光を高く買い取って一般の需要家には安く売るということをしようと思えば、太陽光を自分のもうけたお金を使って高く買うわけですよ。価格の競争力からいえば、そんなことしたら市場競争には勝てない、純粋な市場競争をしようと思えば勝てない方向に振れるんですね。ですから、そういう資本を圧倒的に持っているところがシェアを独占していく方向に市場は動いていくというふうを考えるべきだと思うんです。そういう市場競争の中で自治体がこういう事業に会社をつくって参入していくわけですから、そこには公益性とか公共性とか地産地消ということをどう位置づけるかという将来展望がきちっと計画されなければいけませんし、それによって採算性が将来にわたって確保されるという見通しを明確に持つべきなんです。

今回の提案は、全部提案会社の計算で自主的に町がやったものでも何でもありませんよ。いろ

んなリスクがあるんです。例えば1つだけ明らかになったことは、この需給調整をするリスクの中で電力がショートした場合に賠償金を払うということが生まれてくるんですけど、この受託業者は需給調整に直接責任を負っているにもかかわらず、その賠償金は自分の委託金の中では支払わない。会社の利益の中からそれは補填していただくということを明確に言われました。そういう具体的にはいろんなリスクの問題で、市場競争の問題もいろんな問題が出てくるんですよ。そういう中で今、提案があった企業がすばらしいという幻想を頭から持つべきではない。水道会計にお金が入られるという鼻先にニンジンぶら下げられて、それで4月から自由化になるから早くせんと乗りおくれる、こういう話はうまい話に気をつけろという、普通一般の人たちが本当に気をつけないといけないようなことを常識的に考えていくべきだと思うんですよ。だからまず契約者ありきというようなやり方というのは、総務省の第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について、これに詳細に載っているんですよ。こういう指針があるわけですから、これに沿って十分、計画ありきではなくてもとのもとから考えていく、町の頭で考えていく。

景山議員は、そういう能力がないというやなことを言われましたけど、そんなこと言ったら自治体なんか運営していけませんよ。そんなばかなことを言っとったら本当にだめ。私は、そのことを強く言いまして反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。私は、このパシフィックパワーの内容的には太陽光発電事業特別会計予算についてなんですが、賛成の立場で討論させていただきます。

初日と、それからきのう、おとといですか、それぞれパシフィックパワーのほうから来ていただきまして、話を聞かせてもらいました。

まずは、初日に聞いたとき、パシフィックパワーさんからの提案書というのをいただいているわけなんですけど、これは先ほど景山議員の話されたこととダブるわけなんですけれど、自治体の使ってる電力ですね、つくってる電力を地産地消しませんかというまず大きなものがあります。その前に、そのために多分、執行部として考えられたのは、一つの大きな目的は水道代、水道料金ですね、統合いたしまして水道の水が一緒になったわけなんですけど、ただ、今かつて料金のほうは旧西伯・会見との別々の料金になっている、これを統合を最終的にはしなくちゃいけない。いつも共産党議員団、言ってます。低位に合わせろというようなことを言っておられますけど、そういったところを執行部のほうは十分に考えた上で、じゃあ、どこからお金を持っていこうか、どうやってその利益を還元していこうかというところの一つの方策として私は考えられたという

ふうに思っています。

時期的には、やはり景山議員が言われたように早いほうがいいと思います。この4月からは自由化になります。遅くなってからではなかなか対応ができなくなる。そして、地産地消で利益の出たもの、太陽光発電。そして、低位で使っている公共施設との契約によって年間的にそれだけの維持管理費、そして発電のものをもっと高く買ってもらえるその利幅というものが、それを水道会計に持っていき、少しでも町民の方にそれを還元していこう、低位に合わせていこうというのが今回の提案だということです。もうそれに私は尽きるというふうにして、ぜひとも経営的にもいい成績を出していただいて、水道会計のほうに入れていきながら水道料金を少しでも安く町民の方に提供をしていただきたい、それが一番です。賛成の討論です。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番の亀尾です。私も、この議案第31号には反対します。

理由は、1つは、大前提というか鳴り物入りというのはあれでしょう、地産地消ということをおっしゃるでしょう。じゃあ、地産地消というのは町内の、いわゆる南部町で出る電力は全てそれを利用する、この新会社でということだないでしょうか。食べ物だってそうでしょう。野菜なんかできて規格品から外れて市場に出されん分でもまごごろ市だとかそういうところを出して、何とか地元で消費しようというこれじゃないですか。

ところが、今度はなんぶPOWERで、パシフィックパワーの説明によりますと、あそこは買うけど、ここは買わない。例えていうと、これで、民間でやっておられるメガソーラー、そういうものあるし、また民間の屋根の上にあるその電力、あれだって本当は、これは買い上げてやるべきじゃないですか。つまり、聞いてますと、ええとこだけ食って、かすは食わんよというこの姿勢じゃないでしょうか。私は、このようなことでは、本当の地産地消で南部町の住民のために一肌脱ごうというそういう姿勢は全くありませんね、この会社は。つまり、自分とこで利益を出して、いいとこだけ食って、さようなら。これが、言い方すれば泥棒というもまた語弊がありますけども、いいとこだけをとって、あとはかすは知らないよというこの姿勢じゃないでしょうか。こういうところを相手にしたら町民のためにはなりませんよ。

それで、あえて言いますけども、先ほど賛成討論でもあったんですけども、プロポーザルの関係ですね、これは町民の中でそれを聞いて、意見を聞いてどれを選ぶかというのはなかなか難しいこと、たやすいことではないと言われたんですけども、だって、CATV、それから学校給食のこれだってそれも全部一応、プロポーザル、聞いてやったわけなんですよ。それがいいか悪い

かは別としてそういうことを踏んでみて、それでわからなかったらもっと吟味する、これじゃないでしょうか。

先ほど真壁議員からも発言があったんですけど、なぜ決めたかという、信頼性を重視したという。それは東京のそこから会社を紹介された近隣の企業の話だったと思うんですが、そこを紹介したからってそんなことができますか。じゃあ、入札とかそういうものは今後されないんですか。

例えばAさんがこれとこれの工事はこの事業者がやったほうがいいですよと、信頼性があったら、その人の紹介だったらそれに乗ってしまうんですか。これが自治体の考えとは全く違いますよ。自治体は法令とか、あるいは法律、条例、そういうことに乗ってちゃんと順序を決めてやるんでしょう。これは時代錯誤も甚だしい。江戸時代の殿さんのやり方でないか、こんなことは。こういうやり方して本当に町民の立場に立って……。笑ってるけど、そうじゃないか。全くこんなやり方をすると将来の南部町が、まちづくり会社だとかそういうことをやって息が上がるようなことを言っておられるが、根底はそういうことではないですか。これでは町民の活力を生むような町に発展することができない、そのことを十分考えるべきだと思うんです。私は、そういう立場からこの31号については反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥日出夫君） 8番、青砥です。先ほどからるる御意見、反対、賛成出ておりますが、基本的に町の役割として税金消化をしていくというような時代は終わったわけです。昨今の時代は、地方創生というところに大きく目が当てられてチャレンジをしていく自治体ということで、非常に注目を浴びる自治体がたくさん出てきてるわけです。

その中で、今回出ましたこのなんぶPOWERは、いわゆる自由化に伴って電力を買って売るという商売ではございますが、しかし、町が商売をするというのはやはり聞こえが悪い。その中で3つの会社が組んで大きく商売をするのではなくて、やはり町のキャパの範囲の中で、また金額を抑えた中でとりあえずやってみようと、リスク回避もあるわけです。そういうところからすれば、自治体がこういうことに大きなお金を使うのではなくて、その利益の中からそういうことにチャレンジをしていくというのは、何を隠そう、町民のためを思ってやはりやっているわけであって、実にいろいろ言われますが、やらないうちから大体、趣旨、その他はわかってるはずで。そういうことからすれば当然挑戦してみて、その中でまたいろいろ考えていくと。また、その中からアイデアも生まれてくるということですので、やはりこの議案に対しては賛成すべきであるということでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9 番、細田元教君。

○議員（9 番 細田 元教君） 議案 3 1 号の太陽光発電の件から、出資金 4 0 0 万を出して新電力会社なんぶ P O W E R を立ち上げるとい案件でございますが、さっき賛成、反対、いろいろありまして、要は、このうちげにあります太陽光発電、これをいかに地産地消で回すかというのが大きな目的でして、この目的というのは、1 つは水道会計に恩恵をこうむろうじゃないかということから考えられた案件でございます。詳しくは景山議員が言われましたとおりでございますが、今、水道会計が大変厳しい状況になりつつあっております。

人口減少とともにいろんな機器の近代化によって、給水量が減少になっておりまして、インフラ整備がすごく金がかかるようになっております。これでそのまま特別会計でありますので、かかった分を全部水道料にこれをはね返すということになれば、これまた受益者負担でもすごい負担が大きくなるのが今、現実味が帯びてきております。

そこで、なんぶ P O W E R で立ち上げた電力の利益を水道会計の電気代のほうに持っていきたい。水道会計も電気代も年間 2, 0 0 0 万から今、払っております。この 2, 0 0 0 万のうちでも少しでもこういうところから与えられて、後で議案に出てきますけど、この 4 0 0 万の出資はトンネルで今度は水道会計からこの会社に出資するようになっておりまして、その利益はやっぱり水道会計に戻ってくると、こういう案件ございまして、この 2 0 0 万が高いか安いかわかることはありますけども、水道会計を維持するというのが大きな目的でございます。

るるありましたが、太陽光はたしかあそこ、南部町がつくった鶴田のあそこばっかしでありませぬ。真壁議員が言われました馬佐良、法勝寺、絹屋とかありますし、まだ家庭の屋根についております太陽光パネル、あれらも全部買い取るというような構想ございまして。家庭用のパネルは 1 0 年契約なんです。今、4 2 円から 3 8 円になっていろいろありますけど、ほとんど 4 2 円の時契約しておられますので、それが 1 0 年です。鶴田のが 2 0 年なんです。これらをこのなんぶパワーが全部買い取って、それらを恩恵をこうむるのは泉佐野市だったかな、これとか福岡の何という会社でしたか、あれらはすごい日当たりがいい東だったそうでした、ほとんど家庭用のパネラーから電気を買い取ってるようございまして、そういうことで、例えばこれはパシフィックパワーの資料ですが、2 0 2 0 年のときには今それらを全部集めてですよ、電力の益が 7 0 7 万 1, 0 0 0 円。ずっとあって地域のメリットが、景山議員が言いましたように 1, 9 0 0 万、約 2, 0 0 0 万からあるんです。そこには公共には 3 0 0 万から民間には 9 0 0 万から、またプレミアム価格で家庭から電力を 4 2 円を 0. 3 円上乗せして買いますので、そのように私

たち家庭にも恩恵があると。そのようなことで1,900万から地域に還元してるんです、この電気の益を。それで水道会計へ来るのはたしか出資金が、資本金が1,000万の場合の400万ですので、これが町が400万持ってパシフィックが300万、美保テクノスが300万です。だあもんパシフィックが自分とこの3割、要らないと言っておられるそうでした、要は7割がこういう水道会計に入るんですね。7割とは七七、四十九、500万近くが水道会計に入るということは、それだけ私たちも今後のためにもこれはすごいことだと私は思っています。

それともう一つ、せっかく電力会社を立ち上げるに当たり、この会社でもう一つ考えていただきたいのは、今、福祉の関係から、高齢者、独居とかいろいろありますが、夏場に電気を使わない家、またいろんなのをその電気から掌握してその家庭に何かあらへんかなというぐらいまでこういう会社がプレミアをつけてもらえば、この会社の付加価値がもっと上がるんじゃないかと私は思っています。せっかく私たち南部町が400万も出資してつくる会社ですので、電力ばかりじゃなしに、そこに付帯なサービスをつけていただきたい。これは私の要望でございますが、例えば今言いましたように、夏場にエアコンがかかってない、いろんなことで今、冬場でも電気、あんなのがかかってない、この家どうなってんだというやなどこまで連絡をとりながらして、そこからいろんな付帯価値をつけていただきたいいうことを希望いたしまして、このなんぶPOWER、やっぱり時がいちばん大事だと思います。

景山議員が言いましたように、これ手ごまねとったら今、中海テレビがどんどん入ってきてるようですが、うちにも資料が来ておりましたが、それらでほかの事業、会社とられてその会社はメリットあるかもしれませんが、私たち住民が、うちげの町に大きな太陽光発電があるのに、なぜそれを利用できないのかというような疑いもあってまいります。そういうことも考えまして、私は、ぜひしていただきたいということと、あと、一番問題なのは、いろいろありまして、今、真壁議員が最初言われました西伯病院とか、水道事業の電源には負荷率の問題があって、これがなかなか参入できないという案件がございました。そこで、最低でもこれは負荷率が高い需要家についても部分供給で半分程度取り込める可能性があるとして書いてあるんです。ならば、水道会計にもこういうことで取り組んでいただき、なおさらまだ下げていただくような努力も私はできそうな気がしますので、この点のことも企画課長、ひとつ考えていただきまして、この件、よろしくお願い申し上げまして賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第31号、平成28年度南部町太陽光発電事業特別会計予算を採決いたします。  
賛成、反対の御意見ございました。起立によって決めたいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

---

日程第 2 6 議案第 3 2 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 6、議案第 3 2 号、平成 2 8 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第 3 2 号、平成 2 8 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予算。

内容は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 4 万円と定め、主なものは審査会費であります。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 3 2 号、平成 2 8 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

ここで休憩をとります。再開は 2 時 4 5 分から。

午後 2 時 2 1 分休憩

午後 2 時 4 5 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第 2 7 議案第 3 3 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 7、議案第 3 3 号、平成 2 8 年度南部町水道事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第 3 3 号、平成 2 8 年度南部町水道事業会計予算。

内容は、収益的収入（水道事業収益）及び支出（水道事業費用）の予定額をそれぞれ 2 億 2, 3 1 9 万円と定め、また資本的収入 2, 3 2 1 万 6, 0 0 0 円、資本的支出 1 億 7 6 2 万 3, 0 0 0 円と定め、建設改良費、償還金、出資金とするものです。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、合併から今までの経過もあるが、統合であれば低い料金に合わせるべき。約 6, 0 0 0 万円の売電収入を得ている太陽光が地産地消になるのか。

賛成意見ですが、地産地消ではないと言われたが、利益は水道代に還元すること。先々、節減できると地産地消の最たるものと思う。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第 3 3 号の平成 2 8 年度南部町水道事業会計予算に反対をいたします。

反対の一番の理由は、今、町内の水道料金がそれぞれ違っています。料金を低いほうに合わせることを求めています。

とりわけ今回、委員会の中では、担当課のほうから簡易水道も含めて事業統合計画の話がありました。これは国の方針で、簡易水道事業統合計画で同一行政区域内の上水道事業とか簡易水道事業を統合していくと。しなかった場合は、いろんなことを言って補助金を出さないとか、こういうことを言っている。私は、とりわけ本当に中山間地域の地方創生いうのであれば、そこに住んでる人たちが、多くは簡易水道ですよね。その簡易水道は採算が合わないことはもう目に見えていることであって、そこに統合していろんな条件合わなかったら補助金を出さないとか、こう

いうやり方はもう言語道断であるということ、これは政党の違いなく声を上げていかんといけんことやというふうに思っているんです。こんなふうに加速化交付金で8,000万出す一方でこういうことを言って、水道の事業会計を厳しくするようなことがあっていいのかということ、これは一致して声を上げていかんといけんことやというふうに思ったことです。

2つ目の反対理由は、ここから先ほどから論議している電力パワーに出資金として400万円を出してるということです。一般会計からここに出して出資をこの会計からする。なぜならば、配当を受けないといけないという構図になっているからですね。

1つ目、住民の命を守るもう水道事業というのは本当にかげがえのない事業であるにもかかわらず、水道料金を値上げの問題、財源不足の問題から配当に頼っていいのかという問題ですね。本来であれば、きちっと町の一般会計等からも手当てする方法を考えて公的にきちっと保障していくということが一番ではないでしょうか。配当金を充てて、配当金が幾ら入ってきたかでも違ってくるといふことになれば、本来であればそのことが水道料金にはね返るといふのであれば、配当金の大きい、少ないによってその時々水道料金変わるわけですか。そんなばかなことはできませんよね。私は、この発想は根本的に間違っているのではないかとこのように指摘をしたいと思うんです。本会議の初日で町長が言ったように、思い切った一般財源の投入も考えてるといふことを考えれば、そこに主力を傾けてやるべきではないかということなんです。

もう一つ言えば、今回の他の議員からもなんぶPOWERの創設に賛成する意見として、何よりも水道会計大事に考えたというんですよ。でも、もし本当にそうであれば統合事業後、経費がどうなっていくのか、料金への影響はどうかという試算をして、例えば電力パワーという会社をつくって、投資を幾らして、幾らぐらいな配当金があればどのようになっていくのか、こういう説明もなく、ぼんと400万投資して配当金が入ると、この配当金、一体、幾ら入るんやと。

先ほど目算しておる議員もいらっしゃったですけども、担当課に聞くと、執行部のほうから大体200万ぐらいが入るのかというふうに説明なさったんでしょうか。そういう金額ですね。仮に200万だとすれば平成28年度の動力水源電気代が2,209万3,000円。なんぶPOWERを町長がつくるときに条件として、地産地消、コスト削減で効率に合わない負荷率の高いところもぜひ買い取るべき方針をしないと一緒に会社はつくらないといって、負荷率の高い水道会計の水道の電力に入れたとした場合には高圧電力ですか、10%ですよ。200万はすぐ浮いてくるんです。だから、申しわけないけれども、配当で200万入ると言われても何の説得力もない。仕組みの中で幾らでもそういうことはできるということなんですよ。そういうことで、町水道会計に配当金が入るから水道の会計に貢献できるというのは非常に論理的には難しいし、

説得力に乏しいと言わざるを得ない。もし本当にそうであるならば担当課とも相談して、そういう計画出してこないといけない。

残念ながら、委員会の中では、一体、この配当金が入るといようなことについて水道会計、どのように協議したかといったら、議会の2日前でしたか、配当金問題について出たというのは、それを聞いたときに本当にこの水道のなんぶPOWERの話を、例えば町の執行部の責任者の中で話し合われたんだろうかと、それも疑ってしまったわけですよ。そんなに詰めた発想なんだろうかとも思ってしまいました、正直言って。

何回も言いますように、今回の出資金の400万については、やはり思い切ってちょっとやめて、それでなんぶPOWERについても再度、仮にどなたか言ったみたいに地方創生で挑戦しろと、私、挑戦は悪くないと思っています。思っていますが、先ほど言ったように早くしないといけない根拠はどこにもない。

経済産業省は一般住民にどう言ってますか、国民に。電力会社はいろいろ働きかけるけれども、様子を見ろと言ってるんです。例えばこの地域で中海がどのような提案してくるのか。中国電力もしてくる可能性もあるんですよ。そういうことを考えた場合、町がきちっと方針を持って、もし仮に町のメガソーラー使う場合も、うちとしては1.5メガのメガソーラーがあり、ここから少なくともこれだけの分は買い取ってほしい。公共施設については少なくとも今、経営が大変なところに対しての電力代の軽減をするためにも、西伯病院、しあわせ、緑水園、町の水道、負荷率の高いところも含めて、あんた方とこのもうけ、委託料金はちょっと安くなってもそういう契約してくれないか、こういう方針でもあったらまだ考えないことないですよ。そういうこともなく向こうの言いなりどおりになるというのは、私は町長らしくないと思ってるんです。それを信頼した業者と結ぶというんですけど、そこには住民からなれ合い、癒着が批判されかねない。そういうことも考えたら、私は、再度考え直していただきたい。

それと、もう一つには、ほかの議員から反論出るので言いますが、そうはいっても2,000万の金額が町に落ちるんだ、そのうちの半分は民間ですよ。民間の電気料金、安くなるんです。民間は心配しなくても安くできる場所を探していきます。うちの町がやらないといけないのは、地産地消を生かしたものを公共施設や住民にどう還元するかということじゃないでしょうか。

先ほど言ったように、確認しましたが、個々の屋根についでる電力買うのかって、当分買う計画はないと言いました。確認しましたよ。私、確認した、中で。当面、買う計画ないと言われたんですよ……（発言する者あり）売ることはあってもね。売ることはあると言ったんですよ。ところが、当然なんですよ、これは経費が高いついてくるから、もうけが少なくなってくるんです。

だから、そういうことも含めて、もうけの割合は低くなるかも知れないけれども、町と一緒に施策進めてきた町内にある個別のソーラーからも買い上げるための努力として、どのような計画を持つのか、こういうことも含めて提案してくれるような業者を探したらどうでしょうかということなんですよ。

もう1回言えば、何回も水道料金とリンクさせてくるか知りませんが、400万を水道料金じゃない一般会計からわざわざ水道料金入れて、配当金で水道会計を補っていただくというのはもってのほかです。この400万といっても400万入ってくるわけない、配当金が幾らかということもわからない。そういうことを考えたら、安易にそのことでもろ手挙げていいとか言えるものではない。

そして、もう一つは、早くしなければいけない根拠を誰も説明できない。よそが入っていただくのがどこが入ってこようがどこも来るんですよ。それを公共自治体の名前を使って独占的にやるとするのは、私は間違いであるし、町民にとっても利益のある方策ではないという指摘をして反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 2番、三鴨でございます。水道事業会計については賛成の立場で討論させていただきます。

水道会計の厳しさというのは先ほど細田議員がおっしゃられたように、人口が減っていく中、また節水型の機器によって給水量がどんどん減ってきて、水道使用量がどんどん減ってきているというのが特に厳しい状況を生んでおります。

そういった中で今回の予算出されたわけですけれども、しきりに話題になっておりますが、その前に真壁議員がおっしゃられましたけれども、簡易水道計画がありまして、簡水なんかも非常に厳しいルールづくりができてきております。確かに私もそう思います。公営企業法で言うところの独立採算性なんていうのは、これは都会の話で、こういった田舎の水道事業者というのは延々と管路を引っ張ってやっと四、五件の家庭から使用料が入るといような、そういう収入しかないやり方と比べて、マンション1つあれば1つの集落が賄えるような、そういった使用料が入ってくるような都会の話とはちょっと話が一緒くたにはできんと思っております、確かにこの辺は真壁議員がおっしゃるような、私も一緒に国の施策について文句を言うべきだなと、もっと手厚いことを考えていただきたいというふうには思います。

それから、公営企業法の中では繰り入れ基準というものがありまして、何ぼでも一般会計から

繰り入れるということにもなっておりませんで、一定のルールがありまして、水道会計から見ますとこういう配当金があるというような収入はほんに喉から手が出るような財源でありまして、私は、今言われております資産、5年後には相当の金額が試算されておりまして、これはどこまで変動があるかはわかりませんが、そういう財源が生まれてくるということについては大いに期待したいというふうに思っております。

それから、何点かおっしゃられました。命を守る事業だからそういうものは町が公的支援をするべきだということをおっしゃられました。当然といえますか、いずれかの段階にはそういうことも必要になるかと私自身は思っていますが、単年度で支援をしたからといって、それが好転していくというものでもなくて、継続的にそういう支援はしていかなばならんことだろうなと思っていますので、特にこういった配当金が年々入ってくるというもののほうが私は重要で期待したいと思っています。

それから、28年のちょうどいい段階でして、今年度、27年度で水道統合事業、馬佐良経由のものが完了いたしました。これで大きな投資は完了したわけでして、会見地区からニュータウンに經由するルート、また御内谷、馬佐良を越えてくるルート、これで南部町の水道というのはループになりまして、前からも後ろからもどちらからでも供給できるような体制が完成したところであります。私は、これを契機に計画の見直しも28年度からやるというふうに、担当課のほうが計画見直しの時期だというふうにおっしゃられました。こういった施設の運転のやり方や先ほど出ております電気代にしましても、このできた施設をどういうふうに運用していけば一番効果的で、一番効果があるのか、そういったことも長期計画を考えながら、水道料金のことについてもやっぱりそういった長期の計画を持ちながら考えていくべきであって、低位統一というような話には経営のことを考えれば単純にそこにはたどり着かんだらうなと、もっとしっかり検討を重ねるべきだらうなというふうに思っています。

そういったことで会計の中を見ますと、キャッシュ・フロー見ても本当に残りわずかな原資といますか、本当ぎりぎりの原資で経営されておりますので、先ほど言いましたようなしっかりとした長期計画と、それから基準に抵触しない範囲で入ってくるものは期待しながら将来のことも考えていただきたい。そういうようなことを思ひまして、今回の水道事業会計については賛成したいと考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 2点を理由にして反対をいたします。

1点目は、なんぶPOWERの収益について水道会計が潤うという執行部の説明ですけれども、私は幾ら自治体が出資しようとも株式会社が絶対に利益を生み出すものだという幻想は捨てるべきだと思うんですよ。市場経済の中で競争しながら商売しているわけです。これが確実な収益を上げることが大前提にした、業者の説明にしてもこういうことをうのみにするようなことは絶対にあってはならないと思います。自分が小ぢんな商売をしておりますけれども、毎日毎日が、会社ではありませんけれども、事業を存続できるかどうか綱渡りをしながらやっているわけです。市場経済の中で常に会社はそういうリスクと背中合わせで事業を継続しているというのが現実だと思います。これを毎年200万とか、そういうお金が何もせんでも需給調整をしておれば確実なんだということは安全神話だと思います、私は確実に。そんなことは絶対にあり得ない。それが経済の現実だと思っております。だから、そういう発想をまずすること自体が私は非常に危険だと思っております。

ですから、何度も言いますが、総務省が第三セクターのあり方については本当にしつこいぐらいにいろんな検証項目を上げて、十分に検討した上でやりなさいということを言っているわけですよ。それをおろそかにして一旦やり始めてしまいますと、町の最悪の場合はこれを、会社をたたむにしても、例えば需要家に対して責任問題が生じたときに出資金だけで済むというような会社は説明しておりますけれども、そういうことが担保できるのかということも実際にきちんと責任持って検討していく必要があると思いますよ。ですから、本当に甘い試算でそれを今やらないとできないのだというような、私はそういう立場に立つべきではないということをもう一度言っておきたいと思っております。

それから、水道会計が平成28年度、料金を将来に向けてどうするかという問題が検討されようとしておりますけれども、公共料金審議会が持たれるということがあります。私は、今の公共料金審議会が公募委員を入れないでやるというようなことになっておりまして、委員会でもそのことを指摘しました。担当課は、今の条例で公募委員は置かないことになっておって、それを変更する考えはないということですが、私は、周辺の市町村の公共料金審議会の条例を見ても、公募の委員を置かない審議会というのは本当におくれた審議会だと思っております。本当に住民生活に直結する公共料金を、公募委員を置かない形で進めるとするのは住民の理解を得る上でも非常に困難を招くことを私は危惧いたします。そういうことを改めて指摘いたしまして、この会計予算については反対をさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（９番 細田 元教君） この水道事業については前の太陽光のときもるる言いましたが、三鴨議員が言われたとおりでございまして、大変厳しい中、わずか２００万でも本当は喉から手が出るほど欲しいものです。今、植田議員が言われましたように、そういうのを当てにできるのかというような雰囲気でしたが、太陽光に一番強いのは、我が町に発電所を持っているということが一番強いんです。そこからだったらまたいろんなことが策としてできるという可能性があります。よそから買い取って云々だったらちょっと植田議員の話が合いますけども、一番大事なのはうちげに発電所を持って年間６，０００万から売り上げを出していると、これが強みでして、それを原資にして４００万の投資していただき、それを原資にして利益誘導するというようなシステムで、これも繰り出し基準に合うか合わぬか聞きましたら、全部地方自治法か何かできちっとなって大丈夫というすみ分けもついておりますので、私はもう今度は大丈夫と。

公共料金審議会についても担当課が説明したら、受益負担者を中心に南部町でいろんな方を指名してされておられます。また、計画も三鴨議員が言われましたように長いスパンでそういうことをきちっとされて今後されるようでございまして、これに関しては、私は一つも問題ないと。

まず、繰り出し基準も一つも抵触してないということでもありますので、この会計が少しでも好転することを期待いたしまして賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第３３号、平成２８年度南部町水道事業会計予算を採決いたします。

賛成、反対の御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

---

#### 日程第２８ 議案第３４号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第２８、議案第３４号、平成２８年度南部町病院事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第３４号、平成２８年度南部町病院事業会計予算。

内容は、収益的収入（病院事業収益）及び支出（病院事業費用）の予算額をそれぞれ２４億８，

1 9 5 万 6, 0 0 0 円と定め、また資本的収入 3, 8 3 8 万 3, 0 0 0 円、資本的支出 2 億 4, 6 4 7 万 5, 0 0 0 円と定め、建設改良費、企業債償還金、貸付金とするものです。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対の意見でございますが、5, 0 0 0 万円の借り入れで赤字を埋める予算。県の利息補給の補助金をなぜ町は出さないか。少なくとも 3, 5 0 0 万円は、町は出すべき。

賛成の意見ですが、内容が厳しいのは事実。執行部は対策を考えられると思いますが、それなりにこの 5, 0 0 0 万円も何とか借りず、報酬の体制の対応策に期待して賛成。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第 3 4 号、病院事業会計には反対をいたします。

今回の病院事業会計からの当初予算の報告の中身では、とりわけ収益的収支が 2 4 億 8, 1 9 5 万 6, 0 0 0 円、患者数は残念ながら前年比 1, 6 0 5 人の減、外来 4, 7 8 0 人の減、費用として入院では 8, 2 7 6 万円の減、外来が 2, 8 0 4 万の減で、医業収益が 1 億 9 2 6 万 3, 0 0 0 円の減としての予算が計上されてきたわけです。それに比して医業外収益、前年比 9, 0 6 5 万 3, 0 0 0 円、1 2 5. 1 %で、医業外収益では前年比より当初予算に比べたら 9, 0 0 0 万円多い実質交付税分を入れて予算化している。先ほど言った一時借入金の 5, 0 0 0 万の問題等も含めて、全体見て議員の共通認識はかなり厳しい病院の運営になると。その中でもいいかげんな数字出してきたのではなく、実績等を見ながら堅実な数字を出してきたという点では、赤字だからいけないとかそういう論議ではないんです。人口減の問題、それから年金が減って所得が減ってきたら、どこの医療機関も大変だということですね。とりわけ自治体病院の 8 割が赤字を抱えて大変な中では、そういう意味では西伯病院はよく頑張ってるというふうに私は住民の御協力も得てしてるという認識は持っています。

問題は、そうかといってこの減を何とか、地域の病院としてたくさんの方に利用していってもらえるような病院にしていくためにどうしたらいいかというところは、私は病院だけではなくもう全体の力で地域の病院として南部町になくてはならない病院を、他の医療機関と連携してどう構築していくかということが問われてきていると思うんですね。そういう意味では、今の医療状況を取り巻く状況は、決して西伯病院だけではなく町全体の認識としての問題で公立病院の存続

に向けての対応が求められてくるというふうに思うわけなんですよ。

その中では、地域包括ケア病棟等つくって需要に応えようと努力もなさっている。住民の中には西伯病院に入院しても60日たったら出されてしまうと、ほとんどがもう町外へ出ていってしまうんだと、その受け皿がぜひ町内にも欲しいという意見もあるわけですね。そういうことも見込んで本来どうあるべきかということは考えていけないといけないというふうに思うんです。

私たちが反対していく1つは、この病院を公的な病院としてどう支えていくかという点での町の姿勢なんですよね。前回から指摘しておりますが、一時借入金5,000万の借入れ、交付税の全部入れて苦しい予算をしているところで、町長のほうには県利子の補助金分の3,400万、同等の金額を町から補填してくれというのはないわけですか。私はあると思ってるんです。それをどうしてかたくなに拒否なさってるのかわからない。ひいては、このことは患者に対する対応や職員への負担増になってくるのではないのでしょうか。合併時に会見側から、西伯病院については赤字になっても入れないと約束したとか、そういういろんな意見が出てくるの、わからんことはないですよ。わからんことはないですけども、少なくとも法的根拠として出すことのできる分については、まだ黒字経営してるならともかく、こういう段階ではやはり出して、それで今後の方向を考えていくという姿勢が要るのではないのでしょうか。

今回の反対は西伯病院へ向けてではなく、町としてこの問題、どう捉えているか。少なくともこういう状況では、利子補給分はきちっとして出すべきだということを指摘して反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 9番、細田です。病院経営については、今、真壁議員が言われてまして、全くそのとおりでして、一時借入れの5,000万を入れた予算、また交付税を入れた予算については、要は1億近く頑張ってもえらいなという中身の予算で、えらい、今回の真壁議員の話聞いたら賛成されるのかなと思ったんですけど、県の利子補給については絶対入れるものではないということは確認しておりますけども、虎の子ですのでそういうときには出されると思いますけど、それなりのやっぱりそれに頼らない病院体制、計画をしていただきたいというのは事実でございます。

今、地域ケア病棟の話がありました。これは今後されると思いますけど、やったのがちょっと遅かったというのは事実です、二、三年遅かった。そのようにいろんな国のこれは保険制度ですので、2年に1回変わるんです、ころころころころ。こんなのをきちっとした対応してやれば、

何とかもうちょっと傷が浅かったかないかと。いろいろありますけども、それなりにまず院内のいろんな経営努力された姿をきちっと示され、また町長部局とも相談されてこれをきちっとされるように、また今回の4月の診療報酬改正がございます。その中から取れるものを取って健全経営になることを期待して、これの5,000万、また交付税9,000万、1億近くがもう当てにせでもできるというような、頑張っていたきたいことを希望いたしまして賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第34号、平成28年度南部町病院事業会計予算を採決いたします。

賛成、反対の御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

---

#### 日程第29 議案第35号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第38、議案第35号、平成28年度南部町在宅生活支援事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第35号、平成28年度南部町在宅生活支援事業会計予算。

内容は、収益的収入（在宅生活支援事業収益）及び支出（在宅生活支援事業費用）をそれぞれ3,067万9,000円と定めるものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第35号、平成28年度南部町在宅生活支援事業会計予算を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

日程第 3 0 議案第 3 6 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3 0、議案第 3 6 号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

委員長にお願いいたします。議案第 3 6 号から 4 6 号まで同じ公の施設の指定管理者の指定であります。場所等を述べて説明をしていただくようお願いをいたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第 3 6 号、公の施設の指定管理者の指定について。

内容は、南部町自然休養村管理センター緑水園を株式会社緑水園に指定管理者として指定管理を行わせようとするものです。

指定期間は、平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までです。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対の意見でございますが、当初に出てきた 6 0 0 万円の増、これは指定管理料の見直しで、電気代の増で 3 0 0 万円、夜間警備のものがある。緑水園が大変なとき、どう支援するのか。有効な使い方でカバーすべき。運営自体が大変と思うが、少なくとも 3 分の 1 以上上げるのであれば計画を出すべき。

賛成の意見でございますが、夏場の宿泊数の増加などにより電気代が高くなったが、一番は夜間警備のこと。職員が泊まることもあるが、警備の人も宿泊する。計画出すべきとあったが、総会も開催されるので、これでいいではないかと思う。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 申しわけございません。議案第 3 6 号、公の施設の指定管理者の指定について、緑水園の件ですけれども反対をいたします。

今回の緑水園の指定管理料1,728万2,000円、前年の1,064万6,000円に比べたら663万6,000円、優に3分の1を超える増になっています。指定管理の見直しがあったというふうにも聞いておりましたが、それで説明なされたのは、電気代ほか300万、夜間管理料で約219万の負担増だと。このことについて資料の提出を求めておりましたら、緑水園について夜間警備体制の現状と今後、現在はバンガロー、オートキャンプ場を含めて泊まり客のあるときだけ職員がローテーションで1人のみで宿直業務を行っている。オートキャンプ場にお客さんが多いときには1人追加しており、今後は業務が重いために宿直業務分の給与を上げる方針であるというふうに出てきて、これ今回は議案第36号の緑水園の件で反対討論しておりますが、これはひいては37号から43号に共通する件だというふうに認識しておいていただきたいと思うのです。

まず、前年に比べて663万6,000円を上げることになった。それについては電気代と夜間管理だというふうにおっしゃるんですけども、いわゆるなかなかここも大変で、株式会社に指定管理料を上げていかないと経営が成り立たない。こういうところをどのように町が支援をどういう意義と目的で公費を投入していくかということについて、これ十分検討して計画立てていかないといけないと思うんですよ。少なくとも私は、600幾らも値上がりする段階においては、緑水園の今後の指定管理のあり方等について町の説明がもっと要ったのではないかとこのように思っております。100%町が出資している緑水園の経営が大変なので、町が負担するのは当たり前。今度もしできてきたら株式会社等も赤字になったら負担するのは当たり前というところ出てくるかもしれません。

例えば今回、8,200万だかの加速化交付金が来てまちづくりにお金をかけています。例えば今回、ふるさと納付のお金で7割をその委託料として出して運営経費に充てると言っています。

片や一方では、町が100%出資してる株式会社緑水園が赤字なわけですよ。私は、少なくともまちづくりの原点考えていくときにはそういうことを抱えていながら、どういうふうにも有効にお金使っていくかということを考えれば、委託先の件等も含めながらこの赤字を抱えている緑水園のあり方についても、しっかりとした再建計画等を出さないといけないというふうに思っているわけなんです。予算で3分の1上げるけども認めてくれと、そういうことにはならんだろうというのが率直な声です。今からでも遅くはないので、改めて今後の計画等について出していきたいということを指摘して反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

4 番、板井隆君。

○議員（4 番 板井 隆君） 4 番、板井隆です。私は、議案の第 3 6 号、緑水園の指定管理の  
ことについて、賛成の立場で討論させていただきます。

まずは、今回の指定管理料が上がった部分についてですけど、先ほどるあったんですが、  
言われたとおりの指定管理料を上げていくということです。電気代が、料金が高くなってきた。  
それから、夜間の警備ということなんですが、特に夜間の警備については指定管理の中の事業計  
画書の中にも入っております。社員の減少と高齢化をしていく現状でということですので、そう  
いったところをカバーするために専門の方、警備の方を置いていくというのは、これはもう当然  
ではないかなと。職員の方も社員の方も一生懸命、日ごろ頑張っておられまして、今まで以上に  
負担を強いるということは大変だろうというふうに思います。特に勤務のほうは早朝から夜遅く  
までの交代制と、また土日もなかなか忙しくて休めないというような現状です。やはり労働の軽  
減を図るという意味では理解をしていただいて、指定管理料の中に町のほうから組んでいただい  
たということではないかなというふうに思います。

それと、先ほどどう支援をすべきかというようなところの話もありました。このたびはそれば  
かりではなくて、緑水園の管理事業の中では備品の購入、それから施設の修繕、特にこのたびは  
厨房のほうは古くなったんで、厨房もかえてしていただけるということです。そういったところ、  
町としても支援をしていただいているということなんですが、ただ 1 つだけですけれど、この支援  
が緑水園の管理基金、要するに基金から取り崩してのもので、これは緑水園のずっと大切に  
保管していた基金がだんだん減っていったということ、若干その辺にはやはり一般会計で  
でも対応していただきなかったなというような部分はありますけれど、全てが基金ではなく、一  
般会計もそのうちの半分は見えていただいているということで、いたし方ないかなというふうに思  
います。

特に私もこの間、おとといですけど、緑水園の OB 会ということで行きました。社長のほうか  
ら大変現状としては厳しい。OB の方もこれからもどんどん利用、またお客さんをふやしてほ  
しいというような話が出ております。施設も老朽化をしてきておりまして、お客さんになかなか  
思う存分なサービスが提供できていないという部分もあると思うんですけど、ぜひともこの場  
所を利用させてもらいまして、町民の皆さんの緑水園のますますの御利用と、町職員の方もぜひ  
とも緑水園のほうの利用を再度、今までも使ってもらっておりますが、今まで以上に使って利用  
をしていただきたいということもお願いをして賛成の討論といたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第36号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。  
賛成、反対の御意見ございました。起立によって決したいと思います。  
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

---

### 日程第31 議案第37号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第31、議案第37号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第37号、公の施設の指定管理者の指定について。

内容は、南部町林業者等休養福祉施設を株式会社緑水園に指定管理者として指定管理を行わせようとするものです。

指定期間は、先ほどと同じ期間でございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第37号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

### 日程第32 議案第38号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第32、議案第38号、公の施設の指定管理者の指定についてを議

題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第38号、公の施設の指定管理者の指定について。

内容は、緑水湖湖面利用施設を株式会社緑水園に指定管理者として指定管理を行わせようとするものです。

指定期間は、先ほどと同じです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第38号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第33 議案第39号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第33、議案第39号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第39号、公の施設の指定管理者の指定について。

内容は、南部町健康増進施設レークサイドアリーナを株式会社緑水園に指定管理者として指定管理を行わせようとするものです。

指定期間は、先ほどと同じです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 39 号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

#### 日程第 34 議案第 40 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 34、議案第 40 号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第 40 号、公の施設の指定管理者の指定について。

内容は、緑水湖教育文化施設を株式会社緑水園に指定管理者として指定管理を行わせようとするものです。

指定期間は、先ほどと同じです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 40 号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

日程第 3 5 議案第 4 1 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3 5、議案第 4 1 号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第 4 1 号、公の施設の指定管理者の指定について。

内容は、南部町バンガローを株式会社緑水園に指定管理者として指定管理を行わせようとするものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 4 1 号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

日程第 3 6 議案第 4 2 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3 6、議案第 4 2 号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第42号、公の施設の指定管理者の指定について。

内容は、南部町農林体験実習館を株式会社緑水園に指定管理者として指定管理を行わせようとするものです。

指定期間は、先ほどと同じです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第42号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

### 日程第37 議案第43号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第37、議案第43号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第43号、公の施設の指定管理者の指定について。

内容は、南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場を株式会社緑水園に指定管理者として指定管理を行わせようとするものです。

指定期間は、先ほどと同じです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第43号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告どおり可決されました。

---

### 日程第38 議案第44号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第38、議案第44号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第44号、公の施設の指定管理者の指定について。

内容は、南部町地域農産物加工施設えぷろんをあいみ富有の里地域振興協議会に指定管理者として指定管理を行わせようとするものです。

指定期間は、前と同じです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第44号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

日程第 3 9 議案第 4 5 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3 9、議案第 4 5 号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第 4 5 号、公の施設の指定管理者の指定について。

内容は、南部町立ふるさと交流センターを天津地域振興協議会に指定管理者として指定管理を行わせようとするものです。

指定期間は、前と同じです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 4 5 号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

日程第 4 0 議案第 4 6 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 4 0、議案第 4 6 号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第 4 6 号、公の施設の指定管理者の指定について。

内容は、南部町立おおくに田園スクエア、南部町民おおくに農山村広場、南部町民おおくにコミュニティ運動施設を大國地域振興協議会に指定管理者として指定管理を行わせようとするものです。

指定期間は、前と同じです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第46号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

#### 日程第41 議案第47号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第41、議案第47号、鳥取県行政不服審査会の共同設置規約に関する協議についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第47号、鳥取県行政不服審査会の共同設置規約に関する協議について。

内容は、改正される行政不服審査法により義務づけられている審査請求の妥当性をチェックする第三者機関の設置を県・他市町村、一部事務組合及び広域連合と共同設置を行うため、その規約に関する協議をすることについてです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第47号、鳥取県行政不服審査会の共同設置規約に関する協議についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

#### 日程第42 議案第48号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第42、議案第48号、鳥取県自治体ICT共同化広域連携協約の締結に関する協議についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第48号、鳥取県自治体ICT共同化広域連携協約の締結に関する協議について。

内容は、鳥取県自治体ICT共同化推進協議会による共同連携の取り組みをより明確にかつ継続的なものにするため、鳥取県及び全市町村による連携協約を結ぶための協議をすることについてです。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、マイナンバーのこともあるので反対。

賛成の意見ですが、マイナンバーで反対とあるが、法律で決まっている。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 鳥取県自治体ICT共同化広域連携協約につきまして、反対の立場で討論をいたします。

最近の新聞報道でありますけれども、政府が普及を促している個人番号カードの交付システム

でトラブルが繰り返され、希望者への交付手続が大混乱に陥っていること。これが、こういう問題が起きているようでございます。個人番号カードの交付は市区町村の窓口が行いますが、それを統括している地方公共団体情報システム機構、これは東京にあるそうですが、このカード管理システムが断続的に障害を起こし、カードが発行できない事態が続発していると新聞報道にございます。遠くからカードを受け取りに来た高齢の人に帰ってもらったり、後で郵送する手続をとったりと住民や自治体職員に大変な手間と不便を強いています。機構は詳しい原因を明らかにしていませんが、2カ月以上も正常に機能しないというのは構造的欠陥も疑われます。個人情報の管理にかかわるシステムをふぐあいのまま動かし続けるのは危険です。せめて、原因が解明されるまでシステムをとめ、交付作業をストップすべきではないか。ずるずる続けるのは許されないと、こう新聞報道では指摘しておりまして、これまでに個人番号カード交付を希望したのは90万人ですが、それさえ交付完了の見通しは立っていないということでございます。

安倍政権は、いまだに個人番号カードを普及を宣伝したり、カードの民間利用拡大の検討会を発足させたりと前のめりであります。今、やるべきことは噴出している問題点の徹底的な検証と制度の見直しではないでしょうか。個人情報を危険にさらし、国民への国家管理と監視強化につながるマイナンバー制度は凍結、中止し、廃止に向けた議論を行うことが必要ではないでしょうか。

この鳥取県自治体ICTというシステムですけれども、インターネットの回線とは切り離して自治体間で情報のやりとりをするというシステムのようなシステムですけれども、このシステムそのものが非常に問題が起きているという現状から考えれば、マイナンバー制度そのものが本当にシステム的に危機に陥っているということが言えるのではないのでしょうか。そういう意味から再検討が必要だということを指摘いたしまして、反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。私は、議案第48号、鳥取県自治体ICT共同化広域連携協約の締結に関する協議についてのものですが、これについては賛成の立場で討論させていただきます。

県のホームページを開きますと、設立趣意書ということで知事を初めとして県内の市町村長さんのほうが発起人として設立趣意書というのを出しておられました。これは現代社会において情報通信技術、つまりICTですが、広範に普及し、その技術は年々加速度的に高度化、高速化している。行政においても業務の効率化や住民のサービスの向上のため、多種多様な業務において

情報システムを広く活用しており、もはや I C T は行政にとって必要不可欠なものとなっている。

一方、地方自治体の財政状況は引き続き厳しい状況が続いており、人材も限られている中、各種情報システムの調達、運用コストの増嵩への対応や高い専門性が求められる I C T に精通した職員の継続的な確保など、各自治体における共通の課題となっていますとあります。結局、このマイナンバーにかかわらず、これからはそういった形で I C T の利用がどんどん入ってきて、事務的なものが少しでも軽減できるような形になっていくわけなんですけど、それについていく、またマイナンバーについては、これは法律で決まったことで町民の皆さんにもう既に配付がしてあります。そういった手続等をつなぐ、そして来年の 4 月ごろですか、行政間同士でつながっていくというところからすれば、やはり県内でそれを共有していくというのは完全に必要なことであるというふうに思います。これはマイナンバーがあるからそれで反対だということは全然論理から外れているというふうに思います。南部町民を初め、鳥取県民の皆さんが安心して安全に情報システムを使えるサービスの向上を期すためにも、これはこれで作るわけではなくて、協議会を設置するための協議をする。これから全市町村の職員の方、県を中心に協議をしていくということの議決です。これはやはり当然すべきであって、南部町だけそれをやめれば南部町がどうなっていくのかということも十分考えた上で討論はすべきだということで賛成といたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 4 8 号、鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約の締結に関する協議についてを採決いたします。

賛成、反対の御意見ございました。起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

---

#### 日程第 4 3 議案第 4 9 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 4 3、議案第 4 9 号、鳥取県西部町村就学指導推進協議会の名称を変更し、及び同協議会規約を変更する協議についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第 4 9 号、

鳥取県西部町村就学指導推進協議会の名称を変更し、及び同協議会規約を変更する協議について。

内容は、法令の用語改正により引用している用語及び関連表記を改正するものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第49号、鳥取県西部町村就学指導推進協議会の名称を変更し、及び同協議会規約を変更する協議についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

#### 日程第44 議案第50号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第44、議案第50号、町道路線の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第50号、町道路線の認定について。

内容は、三崎大袋線、寺内北畑線、星川歩道橋線、天万土井線を町道に認定するものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第50号、町道路線の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

ここで休憩をとります。再開は4時10分にします。

午後4時00分休憩

午後4時11分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第45 議案第51号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第45、議案第51号、辺地に係る公共施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第51号、辺地に係る公共施設の総合整備計画の策定について。

内容は、辺地地域において平成27年度をもって計画が終了するため、平成28年度からの計画を策定するもので、平成28年度から平成37年までの10年間であります。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第51号、辺地に係る公共施設の総合整備計画の策定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決され

ました。

---

日程第 4 6 請願第 1 0 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 4 6、請願第 1 0 号、町の機関における行政書士法の遵守徹底による窓口業務の適正化に関する請願書を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 4 番、総務経済常任委員長、板井隆です。請願第 1 0 号、町の機関における行政書士法の遵守徹底による窓口業務の適正化に関する請願書について御報告をいたします。これは細田元教議員が紹介者で提出された請願書であります。

総務経済常任委員会で検討いたしました結果、全員一致で採択すべきと決しております。

この請願は、内容的に行政サービスにおける窓口での対応を適正に対応していただきたいという請願です。日ごろから十分に注意をし、対応してもらってるわけなんですけれども、この後、副委員長より内容を読み上げていただきますので、執行部におかれましては請願の内容を職員の皆様含めて周知をしていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、副委員長、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 2 番、三鴨義文君。

○総務経済常任委員会副委員長（三鴨 義文君） 請願書を読み上げさせていただきます。町の機関における行政書士法の遵守徹底による窓口業務の適正化に関する請願書。

要旨 1、請願の趣旨。地域住民利益の擁護並びに行政書士制度の健全な推進のため、その公益性と社会的職務に照らして行政許認可手続業務が適正かつ有効に確立されるよう、また非行政書士（無資格者）の不当な書類作成と提出行為の排除について、町の各機関に対する指導及び周知徹底方、格段の配慮を図られるよう請願いたします。

請願の理由 1、私たち行政書士は、行政書士法（昭和 2 6 年法律第 4 号）第 1 条の 2 により、他の法律において制限されている場合を除き、他人の依頼を受け、報酬を得て官公署に提出する書類、その他権利義務または事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業務とし、第 1 条の 3 により提出手続を代理し、またはその書類の作成についての相談に応ずることを業務としております。

今日、行政書士は多様化する行政事務に対応して、各関係機関の窓口において行政許認可業務が適正かつ迅速に進められるよう、これまで努力してきたところであり、さらに昨今では住民の

よきアドバイザーとして無料相談所を開設するなど、行政事務の円滑な推進に努力しております。このことは地域住民の利益擁護に一定の貢献をなし得たものと確信するものであります。

2、行政書士法第19条においては、行政書士または行政書士法人でない者は、業として同法第1条の2に規定する業務を行うことができないものとされ、これに違反した者は同法第21条により1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。

しかるに今、いまだにこのことの認識が十分でなく、県内において行政書士の資格を有しないにせ行政書士、非行政書士の活動が後を絶たず、住民に多大な迷惑をかけている現状であります。係る行為が私たち行政書士界の発展を阻害するのみならず、住民の利益を損なう点が少なくないことに鑑み、年間を通じて常時監視体制を整え、係る行政書士法違反行為の絶滅に日夜腐心しています。しかしながら、少数の監視体制ではこれらの違反行為の根絶は至難のわざであります。

3、行政書士法第10条は、業務についてその誠実性を求め、信用または品位を害する行為をしてはならないとし、また11条では、正当な理由なく依頼を拒むことができないこと。加えて、第12条の知り得た秘密を漏らしてはならない義務があります。さらに第14条では、本法違反の場合、業務の禁止等の処分を科することになっております。また、行政書士は、行政書士法施行規則第9条第2項により、作成した書類に記名して職印を押さなければならないこととされております。

以上により、行政書士業務は極めて厳格な職務規定により進められるもので、会員みずからもこの責務を自覚し、業務遂行に努力しているところであります。

4. したがいまして、貴町の関係機関窓口において行政書士作成に係る書類と非行政書士作成に係る書類並びに申請書、本人に係る書類は容易に判別し得るものと推慮されますので、非行政書士が報酬を得てこれらの書類を作成している事実が判明した場合には、法の趣旨を十分説明の上、係る行為の再犯防止に御尽力賜うこととともに、法の適正な運用により住民利益の擁護並びに行政書士制度の健全な推進のため、この業務の確立が期せられるよう関係機関に周知徹底方、御決議くださるようとお願いいたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、請願第10号、町の機関における行政書士法の遵守徹底による窓口業務の適正化に関する請願書を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり採択することに決しました。

---

#### 日程第47 発議案第1号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第47、発議案第1号、地方行政調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者である議会運営委員会副委員長、板井隆君から提出理由の説明を求めます。

議会運営委員会副委員長、板井隆君。

○議会運営委員会副委員長（板井 隆君） 議会運営委員会副委員長の板井です。お手元にあります発議案第1号をごらんください。読み上げます。

.....

#### 発議案第1号

#### 地方行政調査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成28年3月23日 提出

提出者 南部町議会会議運営委員会副委員長 板 井 隆  
南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....

——おはぐりください。別紙といたしまして内容について御報告いたします。

.....

#### 地方行政調査特別委員会の設置について

本町議会は町行政推進の資料を得るため、地方自治法第109条及び南部町議会委員会条例第6条の規定により地方行政調査特別委員会を設置し、これに付託のうえ閉会中に次の調査を行うものとする。

記

1. 委員会の構成

総務経済常任委員・民生教育常任委員全員

2. 調査事件

- (1) バイオマスの取り組みについて
- (2) ホスピタルアートについて
- (3) ご当地ブランドによる町おこしについて
- (4) 高齢者対策としての医療体制の構築について
- (5) U J I ターンについて
- (6) お試し移住について

3. 調査地

- (1) 岡山県真庭市
- (2) 香川県善通寺市
- (3) 愛媛県今治市
- (4) 愛媛県鬼北町

4. 調査期間

平成28年4月25日～4月28日のうちの3日間

5. 経費

予算の範囲内

6. 調査方法

地方行政調査特別委員会に付託し、閉会中に実施する。

.....

以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

本件は、お手元に配付の原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第1号は、原案どおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま設置されました地方行政調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において指名いたします。

委員は、全議員14名を指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、全議員の14名を地方行政調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは、ただいま選任されました地方行政調査特別委員会の正副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。

午後4時24分休憩

午後4時24分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

ただいま地方行政調査特別委員会から互選の結果についての報告がありましたので、これを発表いたします。

地方行政調査特別委員会委員長、板井隆君、同副委員長、米澤睦雄君。

以上で報告を終わります。

#### 日程第48 発議案第2号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第48、発議案第2号、議会における地方行政調査についてを議題といたします。

提出者である地方行政調査特別委員会委員長、板井隆君から提出理由の説明を求めます。

地方行政調査特別委員会委員長、板井隆君。

○地方行政調査特別委員会委員長（板井 隆君） 御指名いただきました地方行政調査特別委員会委員長の板井です。発議案第2号の皆様、お手元の資料をごらんください。読み上げます。

発議案第2号

議会における地方行政調査について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成28年3月23日 提出

提出者 南部町議会地方行政調査特別委員会委員長 板 井 隆  
南部町議会議長 秦 伊知郎 様

この後、内容につきましては副委員長のほうから読み上げていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 3番、米澤睦雄君。

○地方行政調査特別委員会副委員長（米澤 睦雄君） 3番、米澤でございます。それでは、別紙を読み上げます。

#### 議会における地方行政調査について

#### 1. 目 的

地域の実情に応じた自治体行政を推進するため、先導的役割を果たす議会としての役割が益々重要となってきている。

エネルギー危機が懸念される中、南部町における地域の資源を生かしたエネルギーの研究及び開発は急務である。また、人が本来持っている治癒力を引き出すために必要な「癒し」をいかにして応用するのかを研究し、患者にやさしく、かつ、魅力ある病院として西伯病院を位置づけることや、高齢者に安心して南部町に住んでもらうことが必要である。さらに人口減少等が現実の課題である現在、南部町独自のブランドを研究し、開発することや、魅力ある南部町とし、南部町外の方に移住してもらうことも真剣に考えなければならない。

#### 2. 調査事項

- (1) バイオマスの取り組みについて
- (2) ホスピタルアートについて
- (3) ご当地ブランドによる町おこしについて
- (4) 高齢者対策としての医療体制の構築について
- (5) U J I ターンについて
- (6) お試し移住について

#### 3. 調 査 地

- (1) 岡山県真庭市

(2) 香川県善通寺市

(3) 愛媛県今治市

(4) 愛媛県鬼北町

4. 調査期間

平成28年4月25日～4月28日のうちの3日間

5. 経 費

予算に認められた範囲内

6. 調査の方法

地方行政調査特別委員会による関係者からの聞き取り及び現地調査による。

.....  
以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

本件は、お手元に配付の原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第2号は、原案のとおり可決されました。

-----  
日程第49 発議案第3号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第49、発議案第3号、TPP協定を国会で批准しないことを求める意見書を議題といたします。

提出者である植田均君から趣旨説明を求めます。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 発議案第3号、TPP協定を国会で批准しないことを求める意見書につきまして提案理由を説明いたしますが、それに入ります前に1カ所文字が誤記載となって

おりまして、訂正をよろしく願います。

2枚目の本文の上から8行目、左から11字目の「6カ月」となっておりますところを「6カ国」で、「月」が「国」というふうに訂正をよろしく願います。

-----  
発議案第3号

TPP協定を国会で批准しないことを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成28年3月23日 提出

提出者 南部町議会議員 植田 均

賛成者 同 亀尾 共三

賛成者 同 真壁 容子

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

-----  
――別紙のほうでございますが、提案はこの意見書（案）を読み上げ、その後、若干の説明をさせていただきます。提案説明とさせていただきますので、よろしく願います。

-----  
TPP協定を国会で批准しないことを求める意見書（案）

TPP（環太平洋パートナーシップ）協定は2月4日に調印を終え、各国の批准作業に移っている。政府は、交渉過程での秘密主義に続き、「大筋合意」後もその全容を示さないまま「TPP対策費」を含む補正予算を通し、約2,900ページとされる協定及び付属書の公表も2月2日となるなどきちんと精査する時間も与えないまま、今月8日にもTPP承認案（協定本体）と11本からなる関連法案を閣議決定し国会に提出する予定で進んでいる。国や地域、さらには国民生活に関わる重大な協定の可否を判断するには、あまりにも不十分な手続きである。

一方TPP協定は、少なくともGDPで85%以上6カ国以上の批准がなければ成立せず、米国と日本のいずれかが批准しなければ成立しない。現在行われている米国大統領選挙の有力候補者はいずれもTPP反対であり、米国の動向も不透明だ。米国の状況とは無関係に、今国会中に成立を目指すのは拙速すぎる。

協定の内容も問題である。米麦での輸入枠の拡大、牛・豚での関税引き下げなど重要農産品5品目全てで大幅な譲歩をおこない、くわえて重要5品目の「例外」も、7年後に米国など5カ国

と関税撤廃について協議が義務付けられているなど、今示されている「合意」は、通過点に過ぎず、全農産物の関税撤廃が迫られる恐れがある。これでは地域農業は立ちゆかない。

また、透明性や規制の整合性確保を理由に、医療をはじめ健康や暮らしを守るさまざまな規制・制度に関わる各種審議会に、参加国企業からも意見を表明できる規定さえある。TPPと並行して行われてきた日米二国間協議では、アメリカからの規制緩和要求を担当省庁が窓口になり規制改革会議に諮るといふ、主権放棄に等しいことにまで踏み込んでいる。

よって、下記の事項について強く要望する。

#### 記

1. 国会決議に違反するTPP協定の批准を今国会で行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成28年3月23日

鳥取県西伯郡南部町議会

#### 【提出先】

衆議院議長、参議院議長

.....

若干の補足をさせていただきたいと思いますが、この大筋合意がされたことを受けまして、いろんなところでいろんな意見が出ておりますけども、私は、お一人だけ御紹介をして農民の気持ちを代弁されているJAさが、金原壽秀組合長、これは佐賀新聞、10月10日付に載ったインタビュー記事でございます。

大筋合意をどう受けとめたかという質問に対しまして、安倍首相は野党時代に強い交渉力で国益、日本の美しい原風景を守ると言ったが、どこが守られたのか、我々には理解できない。日米の2国間協議で全てを譲ってしまった。国会決議もほとんど守られておらず、アメリカとの合意に全てをかけたという印象しかない。

続きまして、重要5品目の国会決議は守られたと思うかという質問に対しまして、安倍首相は守られたと言ったが、誰が見ても守られていないのは明らか。国には失望した。美しい日本の原風景とは水田農業があることだ。そういう意味では、安倍首相が言ったことはうそだったと言わざるを得ない。

夏の参院選への影響はあるかという質問に、間違いなく影響する。この状況の中で今までのようにおらが村の先生を支援して、それが安倍政権を信任することにつながるのであれば別の考え方も出てくる。

○議長（秦 伊知郎君） 植田議員……。

○議員（5番 植田 均君） はい、最後です。これから……。

○議長（秦 伊知郎君） 植田議員、言っておられる内容とちょっと違いますので、よろしく願います。

○議員（5番 植田 均君） いえいえ、これが農民の偽らざる思いであります。最後まで願います。

これまで自民党を支えてきたと思うが、今後対応の変化があるのかという問いに対しまして、TPPは最終的に国会で批准する。そこを見ながら対応を話し合うことになる。県選出の国会議員がどういう動きをするのか見きわめることになる。

このような新聞記事でございます。これを紹介して、ぜひともこの意見書を採択をしていただきますようによろしく願います。

私、質問をこれから受けさせていただきますので、深めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。私は、この発議案第3号について反対の立場で討論させていただきます。

米澤議員からちょっと資料をいただいております。実は27年の3月議会でTPP交渉についての意見書ということで南部町議会も国のほうへ出しております。

この内容を見ますと、これは農業、要するに政府の言っていた聖域である農業については守っていくんだと、それは守ってくれということを出した意見書であります。

このたびの意見書見ますと、先ほど読み上げられましたように、農業ばかりではなく全体的なものを示しているということで、私はこの意見書については反対をさせていただければと思います。そのちょっと内容を言わせてやってください。

5年間にわたって行われてきました環太平洋のパートナーシップですけれど、大筋に至ったと

ということなんですけれど、TPPは世界のGDPの約4割の経済圏をカバーするものであり、昨年11月に発表されました総合的なTPP関連政策大綱では、これまでに海外進出に踏み切れなかった中小企業が8億人の市場に打って出ることができるようになる。また、これを国が全力で後押しもするということが示されております。

ただ、農林水産業からは不安の声が上がっている。先ほど意見書の提出の発表された提案者議員のほうから出ておりましたけれど、声、言われているところも一理あるのはあると思います。それは私たちが意見書として国のほうに提出をさせていただきました。ただ、その農業に対しては国のほうが今、言っておりますのは、守りから攻めの農業に転換し、若い人が夢を持てるような農業にも力を入れていくというようなことも言っております。

このTPPが最終的に大統領選挙によっても変わってくるかという可能性もあるとは思いますが、今この時点で批准しないことを求める意見書出すというのは時期的にどうなのかなというようにも思い、反対の意見といたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） このTPPの協定を国会で批准しないことを求める意見書と、27年の去年の3月にしたの、どこが違うわけですか。（「内容」と呼ぶ者あり）TPPの協定というのは中身、ずっと変わってないと思うんですよね。それで、農業者の問題だということなんですけれども、私たち、皆さんと一緒に上げてきたわけじゃないですか。

それで、先ほど板井議員がおっしゃるように、今回の大筋合意の中で皆さんが懸念なさっていた、特に町民の声です。鳥取県の農業、どうなるんだと。そのことが解決されて心配がないTPPの合意であったらわからんことないんですけども、皆さん、あのときに上げた国会決議を無視したやり方いけないよという言い方は、国会決議は無視したままやっていると、これはもう明らかなことですよ。そこでなぜ意見が変わるかというの、ちょっとよくわからないんですよ。

それで、私が聞く町内では、農業で確かにどなたかでしたっけ、攻めの農業だと言っていましたけども、その展望って何ら語られていない。まして、米で何兆円でしたっけ、すごく被害額が少なくされたんですけども、これは農業団体が出してる資料でも米では輸入増加で1,100億円程度の生産減少だと、こう言ってるんですよ。会見地域は柿、梨もあったかもしれませんが、とりわけ西伯地域なんか兼業農家で、米づくりでやってきてるんですよ。そういうところで見たら、まず一番に打撃受けるのはお米をつくってる農家だろうというのは当然で、誰からもTPPにつ

いては、自民党は国会決議守ってないじゃないかというのは、これは住民の声ですよ。

今、大事なことは、私たちが今回一緒に上げませんかと言ったのは、大筋合意が決まったんだけれども、批准の問題では各国が批准しないと、これが効力発揮しないと。とりわけわかってきたのは、6カ国で85%といますが、これはGDPの条項がありますから、アメリカか日本かどちらか1カ国だけでも批准しなければ成り立たないというTPPの内容ですよ。そういう内容で日本のあっちこっちから国会は批准せんといってくれという声が上がってきているのではないのでしょうか。農業の問題で何ら懸念されていたことが改善されたわけではないのに、私は、なぜ皆さんと一緒に賛同してくだらないのかわからないんですよ。もしかしたら、選挙の影響ですか。だとすれば、皆さんに呼びかけたいと思うのは、みずからの支持している政党が本当に国民の立場に立って地域の農業や国民の生活を守るために、おきゅうを据える意味でもこの地方議会から意見を出していきませんかというお願いです。

それで、とりわけ地方創生とありますが、本当にTPPで起こったときに打撃を受けるのは、このような中山間地域ではないのでしょうか。そういうことを考えたときに私は、党派を超えて上げられる内容だと思いますので、ぜひとも皆さんと御一緒に上げたいと思いますので、板井議員は今、反対と言われましたけども、今まで農業については自民党の政策に不満だと言っていたのではないのでしょうか。御一緒に上げることを求めたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第3号、TPP協定を国会で批准しないことを求める意見書を採決いたします。

賛成、反対の御意見ございました。起立によって決したいと思います。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。本案は、否決されました。

---

#### 日程第50 議長発議第4号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第50、議長発議第4号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会副委員長、板井隆君から、閉会中も本会議の日程等議会運営に関する事項について十分調査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続調査の申し出がありました。副委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会副委員長、板井隆君からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことに決定しました。

---

日程第 5 1 議長発議第 5 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 5 1、議長発議第 5 号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。広報調査特別委員会委員長、杉谷早苗君から、閉会中も議会広報などの編集について十分調査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続調査の申し出がありました。委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、広報調査特別委員会委員長、杉谷早苗君から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことに決定しました。

---

日程第 5 2 議長発議第 6 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 5 2、議長発議第 6 号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会改革調査特別委員会委員長、景山浩君から、閉会中も議会改革について十分調査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続調査の申し出がありました。委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、議会改革調査特別委員会委員長、景山浩君からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことに決定しました。

---

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

よって、第 2 回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成 2 8 年第 2 回南部町議会

定例会を閉会いたします。

午後 5 時 0 0 分閉会

---

#### 議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

3月定例議会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

3月3日に開会以来、本日まで21日間にわたり、平成28年度一般会計予算、条例等、当面する町政の諸案件を議員各位の終始極めて真剣な御審議により全ての案件を議了いたしました。極めて妥当な結論を得ましたことに対し、深く敬意を表しますとともに、厚くお礼を申し上げます。

町長を初め、執行部の皆様方には、審議の間、常に真摯な態度をもって御協力をいただきました。感謝を申し上げますとともに、今定例会を通じて議員各位から述べられました一般質問、質疑などの意見、要望等については、事業の執行に対して施策に十分に反映されますよう要望いたします。

さて、厳しい寒さの冬から少しずつ春めき、もう少しで南部町の名所、法勝寺公園の桜や緑水湖畔の桜が見ごろになってまいります。春はすぐそこまで参っております。皆様におかれましては、健康に留意され、今後ますます御活躍を御祈念いたしまして、閉会の御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

---

#### 町長挨拶

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。3月定例会の閉会に当たり、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本定例会は3月3日より開催され、本日まで21日間にわたり開催されまして、平成28年度一般会計当初予算を初め、43議案について上程し、慎重に御審議をいただいたのでありますが、全議案ともに賛同を賜り、御承認をいただきましたこと、まことにありがとうございました。厚くお礼を申し上げる次第でございます。特に今議会では60%以上の議案について全会一致で可決していただきまして、感激をいたしております。これはひとえに議長のすぐれた采配と議員各位の御協力のたまものと敬意を表する次第でございます。

さて、3月6日、7日は、9名の方からの一般質問を受けましたが、環境省より昨年指定を受けました重要な里地・里山を背景に、地方創生をどう進めていくのかといった根源的な課題につ

いて深い議論が行われました。いずれの立場も町の未来を思う深い愛情に満ちた、根ざした御質問であったと思います。T P P 問題や職場体験、職場見学のさらなる充実、南部町イメージ戦略について、また秋に行われる町長選挙など、現在の町政が抱えております重要課題について質疑をいただきました。

それぞれに答弁をいたしましたが、かみ合わなかった部分や行き違った部分につきましては、今後何かと御指導を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

今年度も余すところ1週間程度となりましたが、いよいよ新年度には地方創生総合戦略が動き出し、新しいまちづくり会社が発足いたしますし、御承認をいただきました新電力会社、なんぶPOWERも設立されて、新たな南部町の建設に向けて多彩な事業がスタートをいたします。各位にはそれぞれの立場から何かと御指導を賜りますようによろしくお願いを申し上げまして、お礼の御挨拶といたします。ありがとうございました。

---